

第 3 期

川 越 町 子ども・子育て支援 事業計画

令和 7 年度～令和 11 年度

地域ぐるみで楽しく、
安心して子育てできるまち



令和 7 年 3 月

川 越 町

ごあいさつ

次代を担うすべての子どもたちが、家庭の愛情、地域社会の支えのなかで、笑顔で心身ともに健やかに育っていくことは、私たち共通の願いであります。

本町では、これまで順調に人口増加が続いていましたが、少子高齢化は着実に進行しており、家族構成の変化、就労形態の多様化、地域とのつながりの希薄化など、子育てに対する負担感は増大しており、子育てに対する不安や悩み、孤立感を抱える家庭への一層の支援が求められています。

このような状況のなか、川越町では「第7次川越町総合計画」で掲げるまちの将来像「つながる笑顔 ず〜〜〜っと暮らしたい町 かわごえ」を実現するため、総合的かつ計画的に各施策を進めるとともに、子ども・子育て施策においては、子どもや子育てをめぐる課題を解決し、支援を行うため、「子ども・子育て支援法」に基づき、「川越町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「量」と「質」の両面から乳幼児期の保育事業・教育事業、地域における子育て支援事業などを進めてきました。

子どもは町の宝として、町全体で守り、育むため、子育てしやすい環境づくりを進め、地域とともに、子育て機能を向上させていくことが必要であります。また、全国的には人口減少が進むなか、持続的な地域づくりを行っていくには、将来にわたり住み続けたいと思える魅力あるまちづくりが必要であります。

このような状況を踏まえ、この度、さらなる子ども・子育て支援の充実をめざし、「第3期川越町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では「地域ぐるみで楽しく、安心して子育てできるまち」を将来像に掲げ、きめ細かい、途切れのない支援を推進してまいります。子ども・子育て支援は行政だけで推進できるものではなく、家庭や地域、企業など社会全体が協働して取り組んでいく必要がありますので、町民の皆様と関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、アンケート調査や貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、ご尽力を賜りました川越町子ども・子育て会議の皆様、ご協力をいただきました関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

川越町長 城田 政幸

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 川越町の子どもと子育て家庭の概況	2
1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向	2
(1) 人口の推移	2
(2) 出生数の推移	3
(3) 世帯の動向	4
(4) 子どもの人口の推移	5
2. 就業の状況	6
3. 川越町の子どもの概況	7
(1) 就学前児童の状況	7
(2) 子育て家庭の状況	8
(3) 保護者(母親)の就労状況	9
(4) 保護者(父親)の就労状況	11
4. 川越町における主な子育て支援の取り組み	12
(1) 就学前教育・保育事業	12
(2) 地域子ども・子育て支援事業	14
5. アンケート調査結果の概要	20
(1) 子育て支援全般について	21
(2) 教育・保育事業の利用について	24
(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用について	28
(4) 小学生の放課後の過ごし方について	32
(5) 職場の両立支援制度について	35
6. 子どもへの意見聴取の結果	36
(1) 小学生本人の放課後の居場所（過ごし方）の希望について	36
第3章 計画の基本的な考え方	37
1. 基本理念と将来像	37
2. 計画推進の基本姿勢	38
① すべての子どもの健やかな育ちを保障する	38
② 家庭における子育ての喜びや楽しさを実現する	38
③ 社会全体で子どもと子育て家庭を支援する	38
3. 計画の基本目標	39
基本目標1 すべての子どもの健やかな育ちを実現する教育・保育環境の整備	39
基本目標2 子育て家庭を応援する子育て支援事業の推進	39
基本目標3 放課後における子どもの健全育成	40
基本目標4 地域社会の関わりによる子ども・子育て支援	40
4. 教育・保育提供区域の設定	41
5. 子ども数の推計	42

第4章 事業計画	44
1. すべての子どもの健やかな育ちを実現する教育・保育環境の整備	45
(1) 1号子どもに対する事業（幼稚園、認定こども園）	45
(2) 2号子どもに対する事業（保育所、認定こども園）	46
(3) 3号子どもに対する事業（保育所、認定こども園及び小規模保育事業）	47
(4) 延長保育事業	49
(5) 教育・保育の一体的提供	49
(6) 教育・保育の推進に関する体制の確保	49
(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	50
2. 子育て家庭を応援する子育て支援事業の推進	51
(1) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	51
(2) 一時預かり事業	52
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	54
(4) 病児保育事業（病後児保育事業）	55
(5) 利用者支援事業	56
(6) 妊婦健康診査	57
(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	58
(8) 子どもに対する虐待の未然防止	59
(9) 養育支援訪問事業	59
(10) 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業）	60
(11) 療育事業、障害児福祉計画等との連携	60
(12) 子どもの貧困対策の推進	60
(13) 産後ケア事業	61
3. 放課後における子どもの健全育成	62
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育所））	62
(2) 放課後子ども教室	64
(3) 学習支援事業、他の関連事業	64
4. 地域社会の関わりによる子ども・子育て支援	65
(1) 企業におけるワーク・ライフ・バランスへの啓発	65
(2) 地域における子育て支援活動への啓発	65
第5章 計画の推進	66
1. 計画の推進体制	66
(1) さまざまな主体の協働による計画の推進	66
(2) 情報の発信と共有	66
(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援を担う事業者への的確な関与	66
2. 計画の進行管理	67

参考資料編	68
1. 川越町子ども・子育て会議条例（平成 27 年条例第 9 号）	68
2. 川越町子ども・子育て会議 委員名簿.....	70
3. 計画の策定経過	71
(1) 諮問書.....	71
(2) 答申書.....	72
(3) 会議等の経過	73
4. 用語解説	74

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」は、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」をめざしています。

子ども・子育て支援法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援は良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。

こうした考え方で平成27年度に始まった「子ども・子育て支援新制度」のもと、本町でも、幼児期の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量的・質的な充実を図ってきましたが、保育ニーズの増加や深刻化する少子化への対応等、さらなる事業の推進が求められています。

このため、計画の見直しを行い、「第3期川越町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」といいます。）として新たな計画を策定するものです。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

なお、本町の最上位計画である「川越町総合計画」に即するとともに、関連計画との調和と整合性を図り策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は5か年を1期とするものであり、第3期計画は令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

なお、事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点をめどに計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

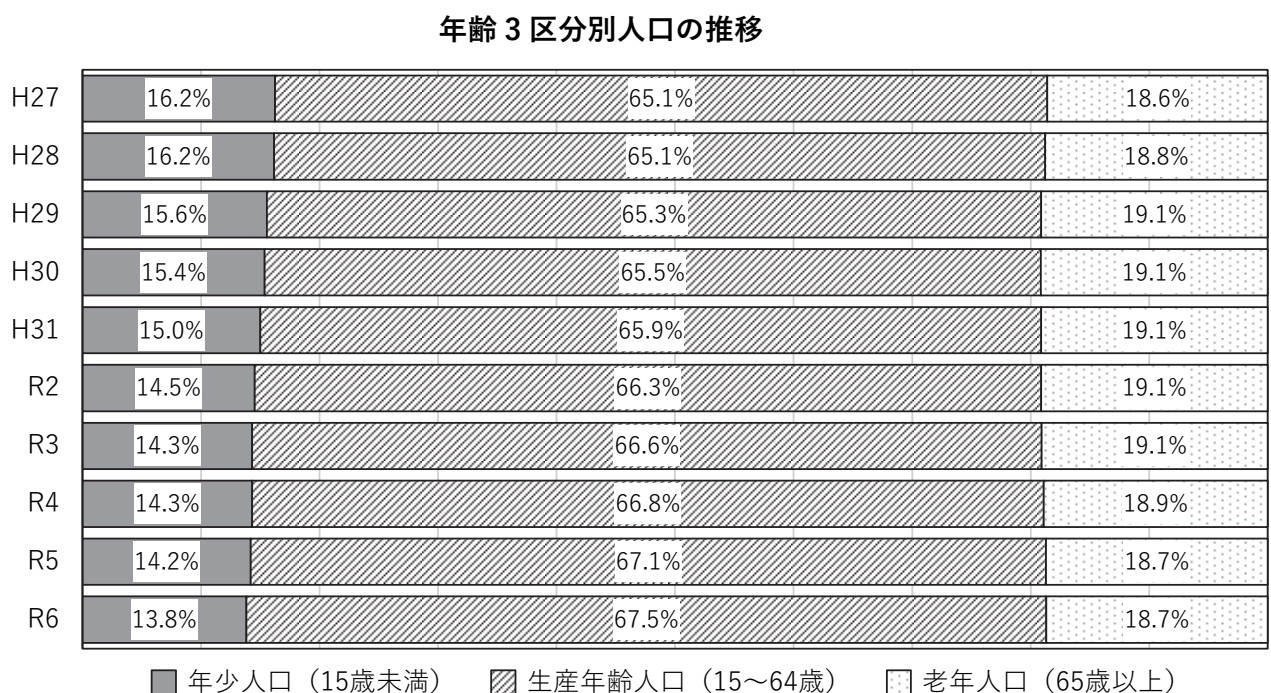
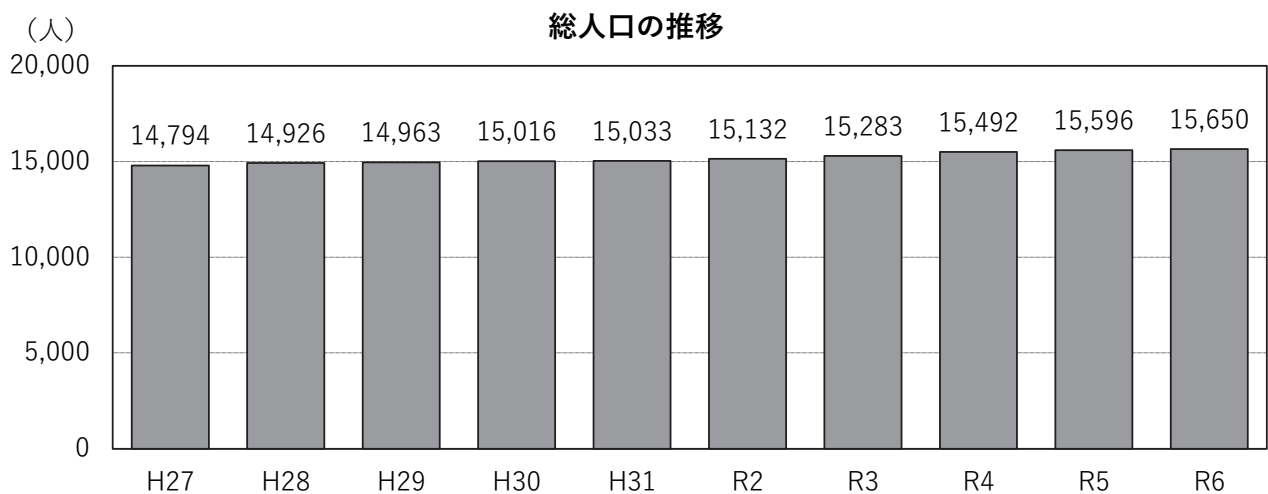
※ 以下、本計画においては、「川越町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を「第1期計画」、「第2期川越町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を「第2期計画」と表すこととします。

第2章 川越町の子どもと子育て家庭の概況

1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向

(1) 人口の推移

総人口の推移をみると、年々増加しており、平成30年以降は15,000人を上回っています。
 年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口割合は徐々に減少しており、令和6年には13.8%となっています。また、生産年齢人口割合はやや増加し、老年人口割合はほぼ横ばいで推移しています。

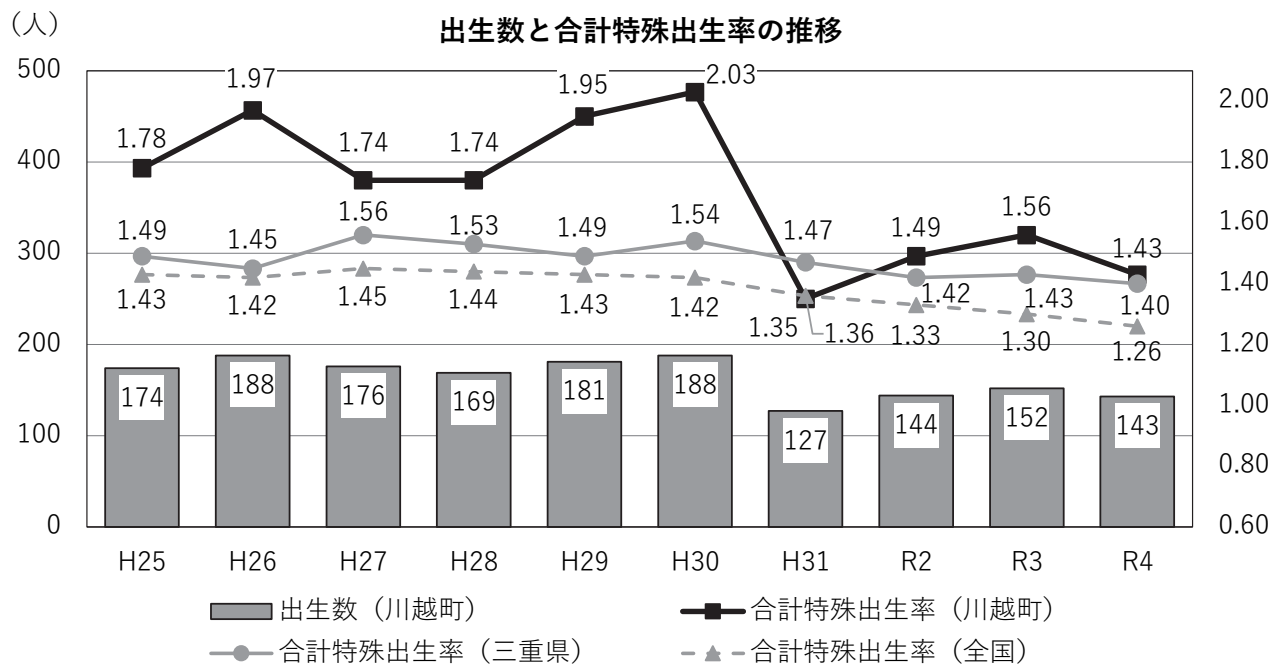


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 出生数の推移

出生数は、増減を繰り返して推移しており、令和4年の出生数は143人でした。

また、1人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、令和4年には1.43となっており、国を上回って推移しています。



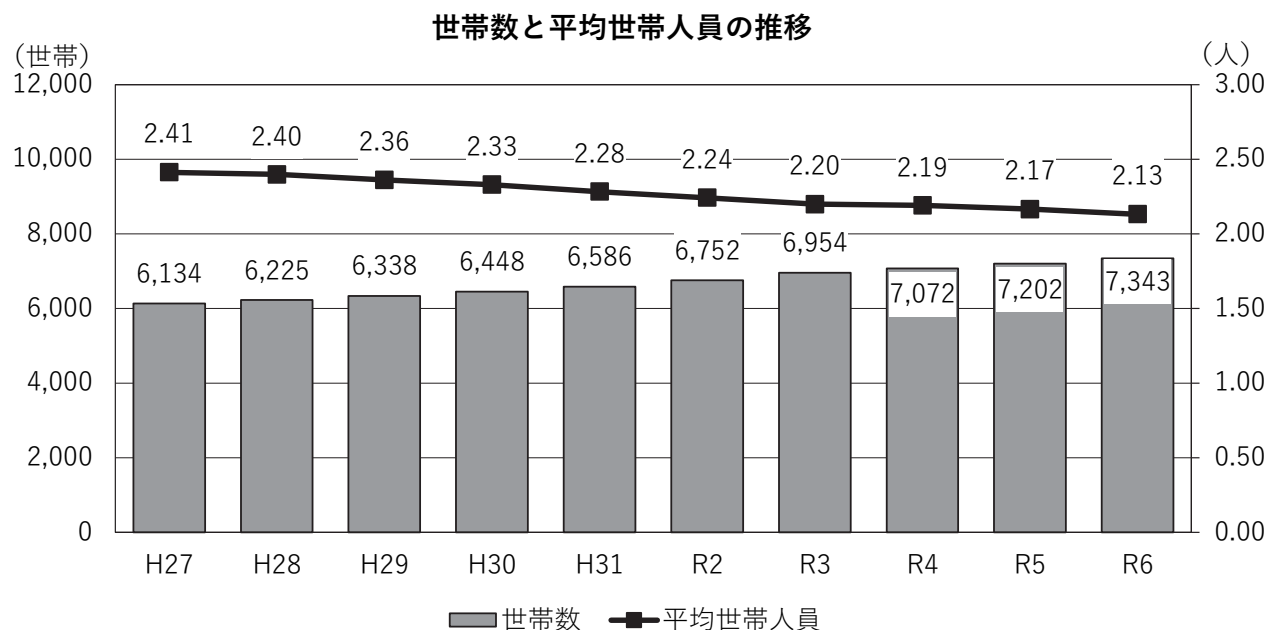
資料：三重県桑名保健所「桑名保健所年報」

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」

(3) 世帯の動向

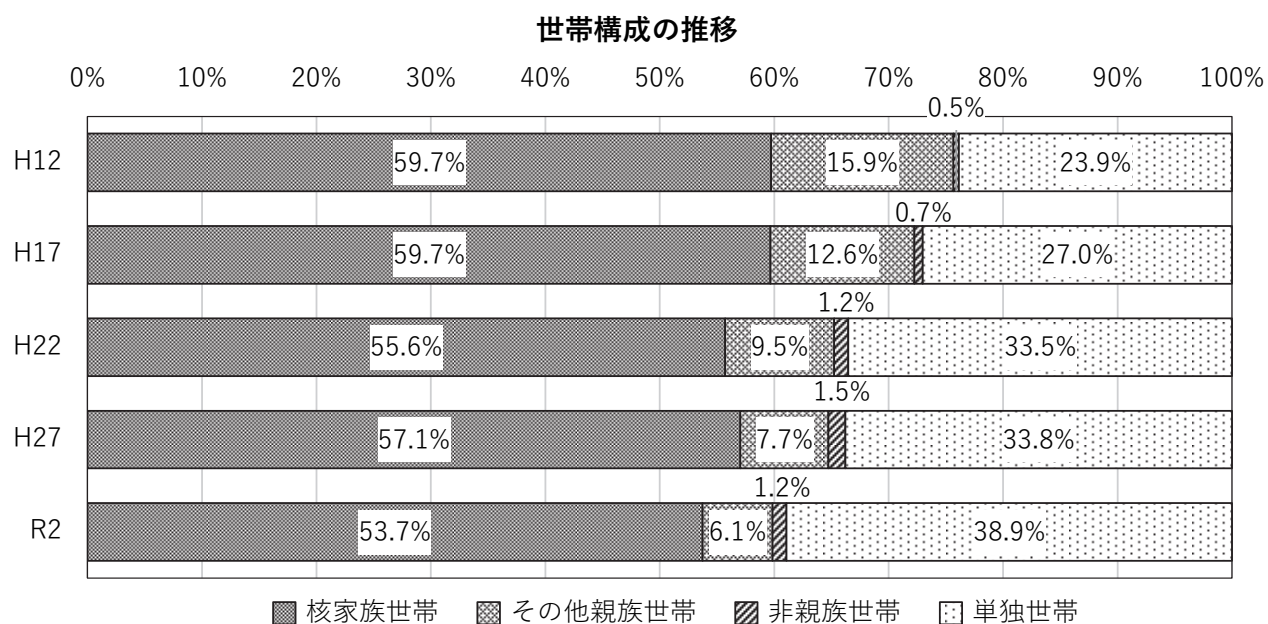
① 世帯数と平均世帯人員の推移

世帯数は、増加傾向が続いており、令和6年では7,343世帯になっています。一方、1世帯当たりの平均世帯人員は年々減少しており、令和6年には2.13人となっています。



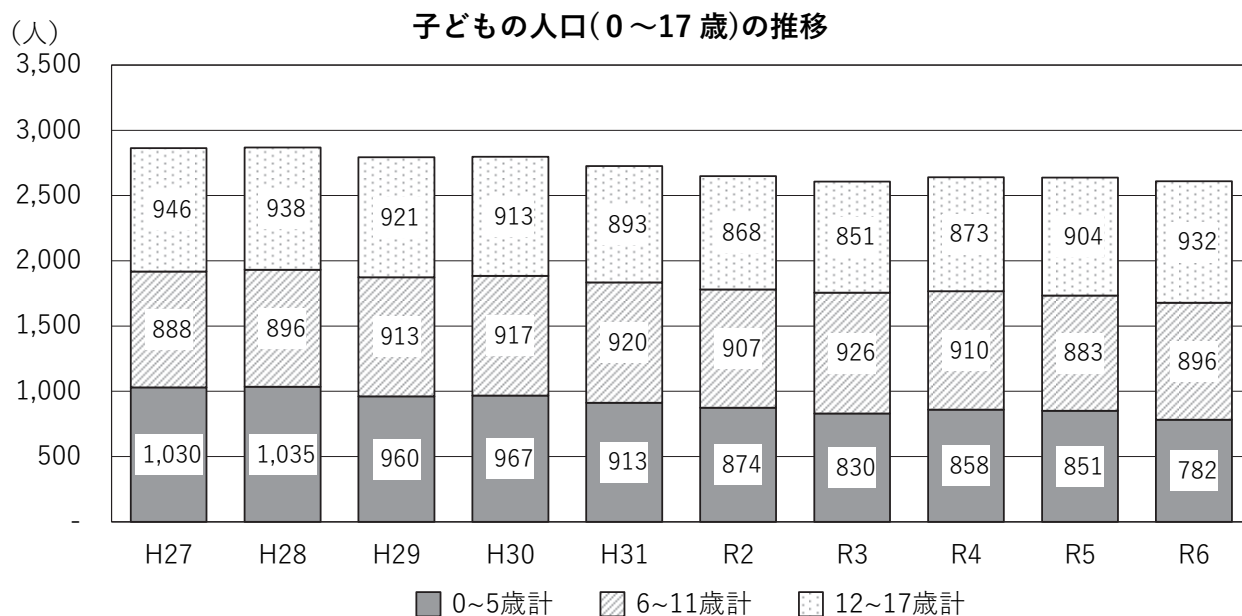
② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、5割強を占めます。単独世帯は増加する傾向がみられ、世帯規模の縮小が進行していることがうかがえます。



(4) 子どもの人口の推移

18歳未満の子どもの人口のうち、12～17歳の人口及び6～11歳の人口はほぼ横ばいで推移しています。一方、0～5歳の人口については減少傾向にあり、令和2年から6年にかけて、約10%減少しています。



(単位: 人)

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	153	129	147	154	137	128
1 歳	172	142	122	152	155	123
2 歳	151	158	132	124	147	149
3 歳	139	144	152	133	126	130
4 歳	166	139	137	155	134	118
5 歳	132	162	140	140	152	134
6 歳	150	130	161	141	144	153
7 歳	149	152	131	164	143	141
8 歳	170	148	155	133	159	145
9 歳	163	165	148	154	132	162
10 歳	148	167	168	148	157	132
11 歳	140	145	163	170	148	163
合計	1,833	1,781	1,756	1,768	1,734	1,678

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2. 就業の状況

① 産業人口の動向

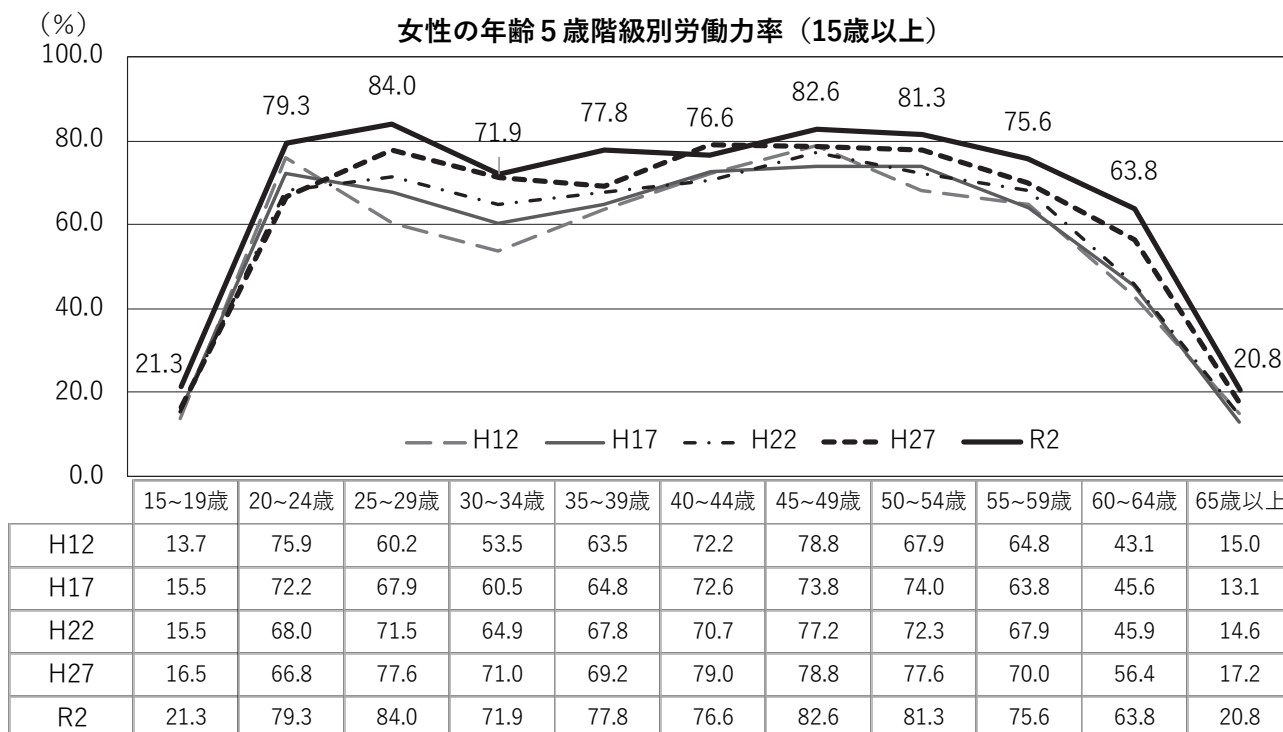
就業人口をみると、男女とも増加傾向にあります。産業分類別に割合をみると、男性では第2次産業と第3次産業の割合が同程度ですが、女性については第3次産業の割合が約70%となっています。

	男性					女性				
	H12	H17	H22	H27	R2	H12	H17	H22	H27	R2
総 数(人)	3,696	3,961	4,218	4,496	4,825	2,394	2,660	2,815	3,113	3,417
第1次産業	1.8%	1.8%	1.3%	0.9%	0.8%	1.9%	1.3%	0.7%	0.6%	0.6%
第2次産業	48.7%	47.3%	45.7%	46.0%	45.1%	31.2%	25.4%	22.8%	22.4%	21.1%
第3次産業	49.5%	50.6%	49.0%	51.6%	43.6%	66.8%	73.1%	73.9%	76.0%	70.1%
分類不能	0.0%	0.4%	4.0%	1.5%	10.5%	0.1%	0.2%	2.6%	1.0%	8.3%

資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、ほぼすべての区分で、令和2年にかけて労働力率が上昇しています。特に、25～29歳、30～34歳、35～39歳の区分において労働力率の上昇が続き、いわゆる「M字カーブ」がかなり縮小し、令和2年には台形に近づいています。



資料：国勢調査

3. 川越町の子どもの概況

(1) 就学前児童の状況

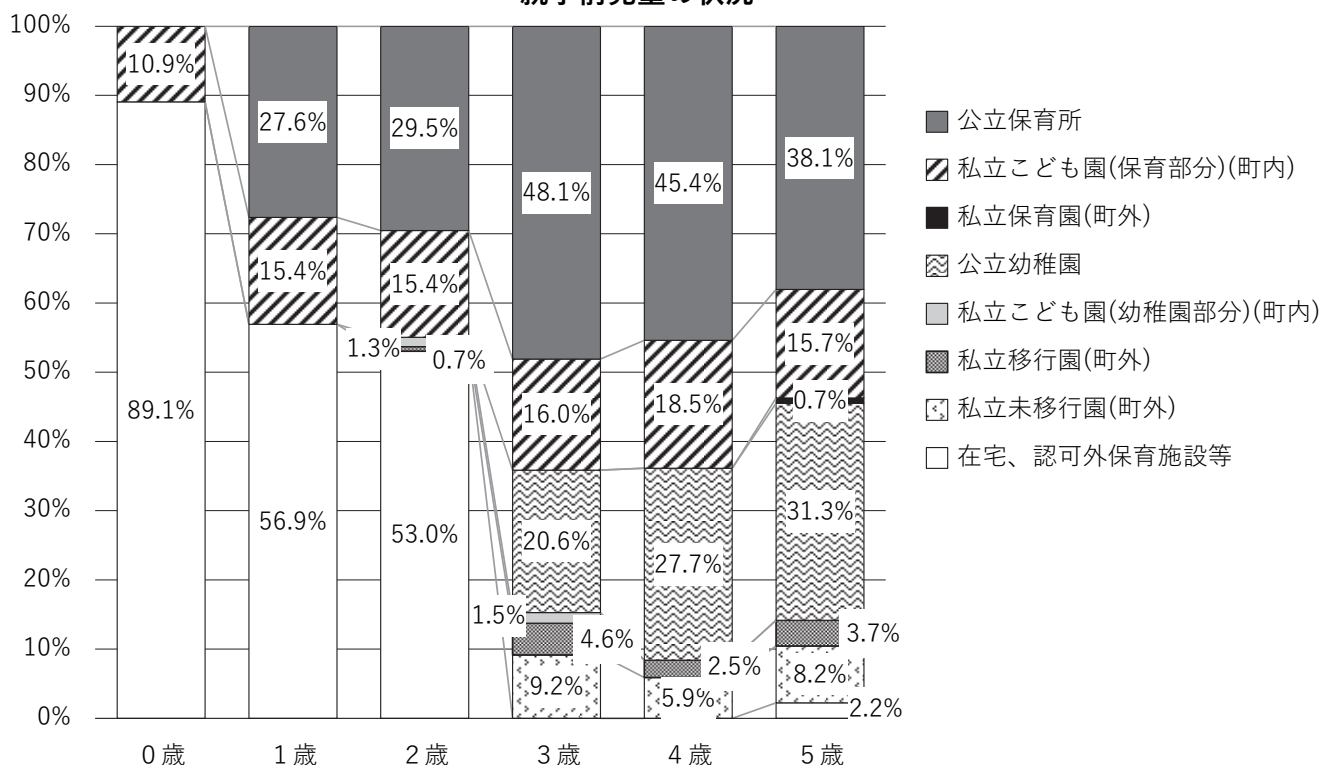
0～2歳児については、在宅等で過ごしている子どもが最も多く、2歳児で50%あまりを占めます。一方、3～5歳児では公立保育所を利用している子どもが最も多く、約40%前後を占めます。

就学前児童の状況（人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所	14	53	67	84	76	73	367
公立保育所	0	34	44	63	54	51	246
私立認定こども園（保育部分）（町内）	14	19	23	21	22	21	120
私立保育園（町外）	0	0	0	0	0	1	1
幼稚園			3	47	43	58	151
公立幼稚園				27	33	42	102
私立認定こども園（幼稚園部分）（町内）			2	2	0	0	4
私立移行園（町外）			1	6	3	5	15
私立未移行園（町外）			0	12	7	11	30
在宅、認可外保育施設等	114	70	79	0	0	3	266
就学前児童数	128	123	149	*131	*119	134	784

資料：就学前児童数は、住民基本台帳人口（令和6年3月31日現在）。保育所の園児数は令和6年4月1日現在、幼稚園の園児数は令和6年5月1日現在の数値。幼稚園の「2歳」の欄は、「満3歳＝年度中に3歳を迎える子ども」を表します。なお、「在宅、認可外保育施設等」は就学前児童数から保育所、幼稚園の園児数を引いたものであり、内訳が負の数とならないように就学前児童数を調整しています（*）。

就学前児童の状況

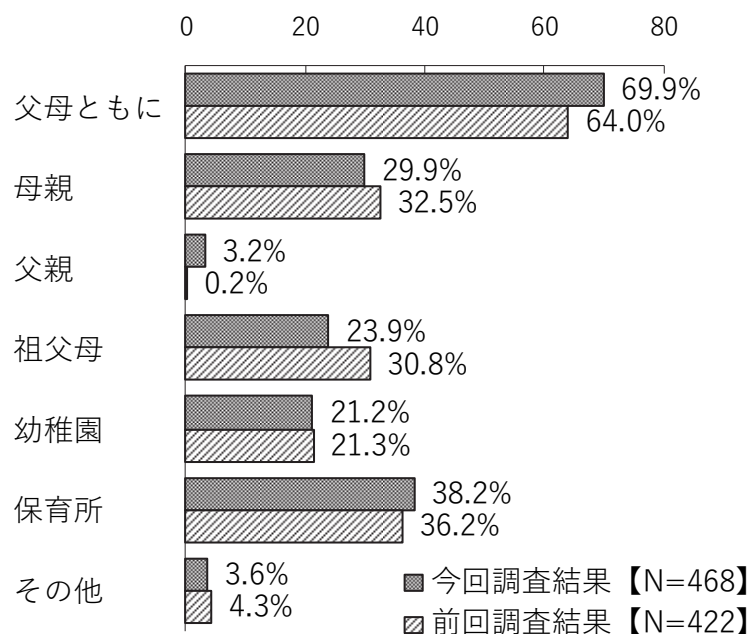


(2) 子育て家庭の状況

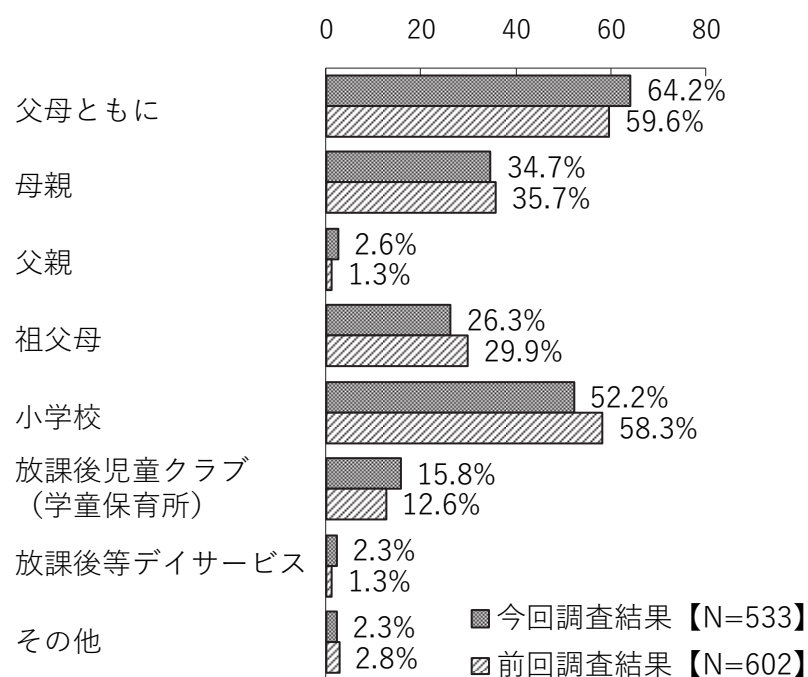
アンケート調査結果（調査の概要は 20 ページ参照、以下同じ。）によると、子育てに日常的に関わっているのは、「父母ともに」が就学前児童調査結果（以下、「就学前」といいます。）で 69.9%、小学校児童調査結果（以下、「小学生」といいます。）で 64.2%と最も高く、次いで、「保育所」または「小学校」、「母親」、「祖父母」と続いています。

□ お子さんの子育てに日常的に関わっている方

【就学前】



【小学生】



※「今回調査」は本計画に先立ち令和 5 年度に実施したもの、「前回調査」は第 2 期計画に先立ち平成 30 年度に実施したものを表します。また、N 数はそれぞれの設問における有効回収数を表します。

(3) 保護者(母親)の就労状況

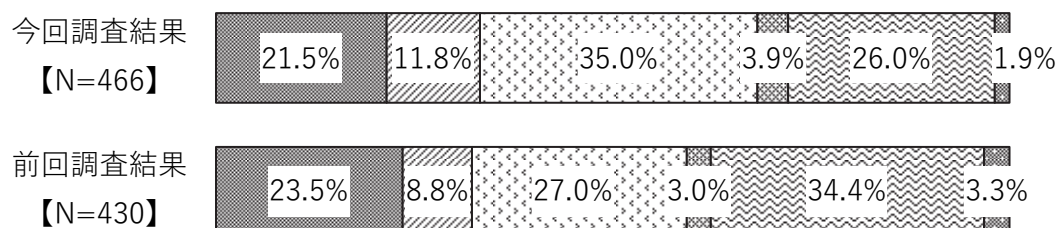
アンケート調査結果によると、母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は「就学前」で 21.5%、「小学生」で 33.0%となっており、産休・育休・介護休業中の方を加えると、約 30%の方が『フルタイム』で就労しています。また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は「就学前」で 35.0%、「小学生」で 46.4%となっており、産休・育休・介護休業中の方を加えると、「就学前」で約 40%、「小学生」で約 50%の方が『パート・アルバイト等』で就労しています。

一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は「就学前」で 26.0%、「小学生」で 17.0%となっており、「これまで就労したことがない」を加えると、「就学前」で約 30%、「小学生」で約 20%の方が『就労していない』という状況です。

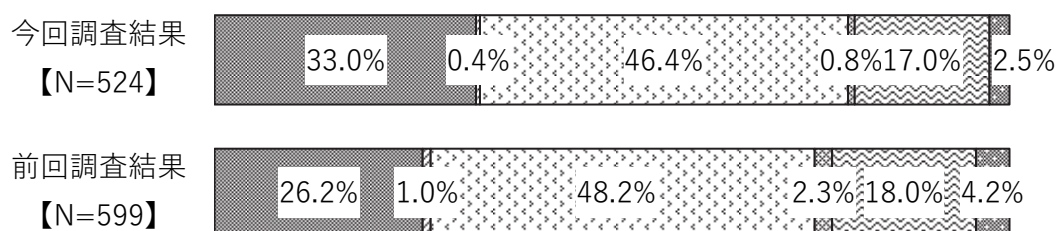
前回調査結果と比較すると、「就学前」では『パート・アルバイト等』の方が 8.9 ポイント増加し、全体として、『就労している』方が 9.9 ポイント増加しました。「小学生」では『フルタイム』の方が 6.2 ポイント増加しました。

□ お子さんの母親の現在の就労状況

【就学前】



【小学生】



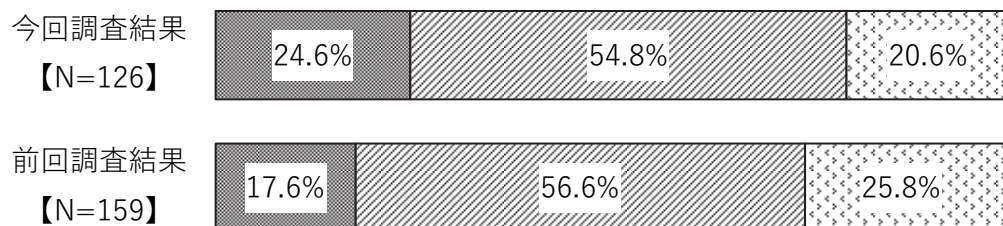
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▤ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▩ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

アンケート調査結果によると、現在就労していない方の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったところに就労したい」が「就学前」で54.8%、「小学生」で33.0%となっており、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると『就労したい』方は約64～75%を占めています。一方、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」は「就学前」で24.6%、「小学生」で36.0%となっています。

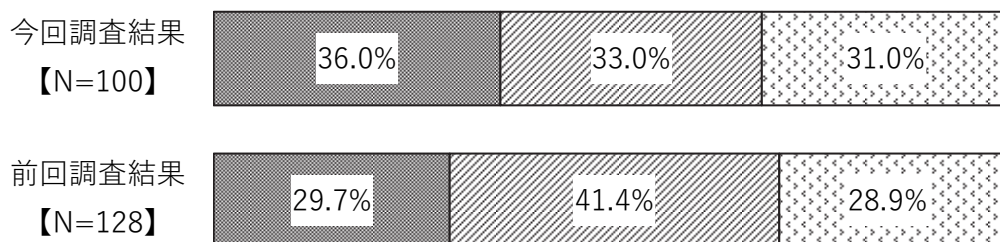
前回調査結果と比較すると、「子育てや家事などに専念したい」と答えた方が6～7ポイント増加しました。

□ 就労していない方の就労希望

【就学前】



【小学生】



- 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- ▨ 1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったところに就労したい
- ▤ すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

(4) 保護者(父親)の就労状況

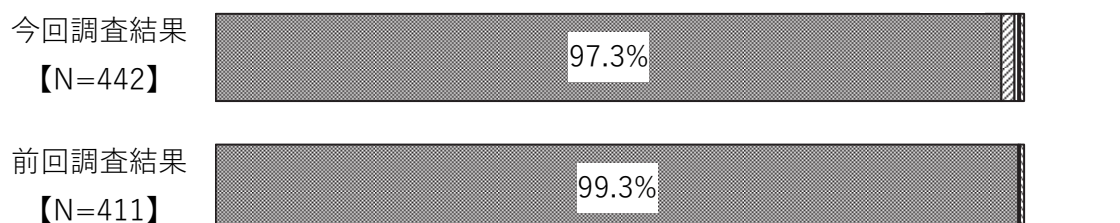
アンケート調査結果によると、父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」は「就学前」で 97.3%、「小学生」で 98.3%となっており、ほとんどの方が『フルタイム』で就労しています。

一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は「就学前」で 0.5%、「小学生」で 1.1%とわずかとなっています。「これまで就労したことがない」方はいませんでした。

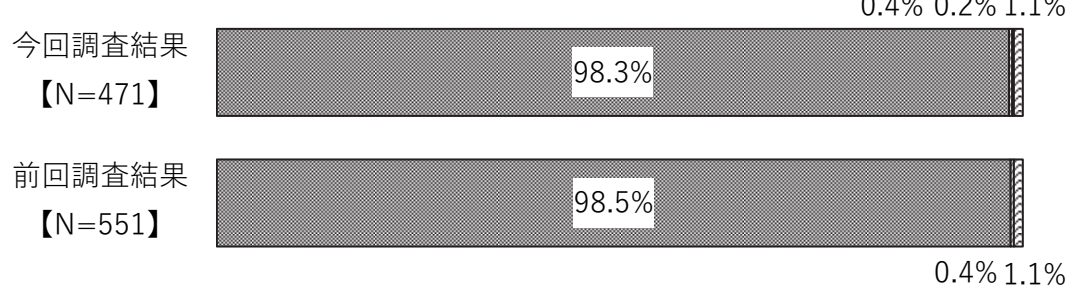
前回調査結果と比較すると、「就学前」では「フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である」方が 1.4 ポイント増加し、「パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である」方を加えると、全体として、『育休・介護休業中である』方が 1.6 ポイント増加しました。「小学生」ではほとんど変化はありませんでした。

□ お子さんの父親の現在の就労状況

【就学前】



【小学生】



- フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▨ フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である
- ▣ パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▤ パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である
- ▦ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

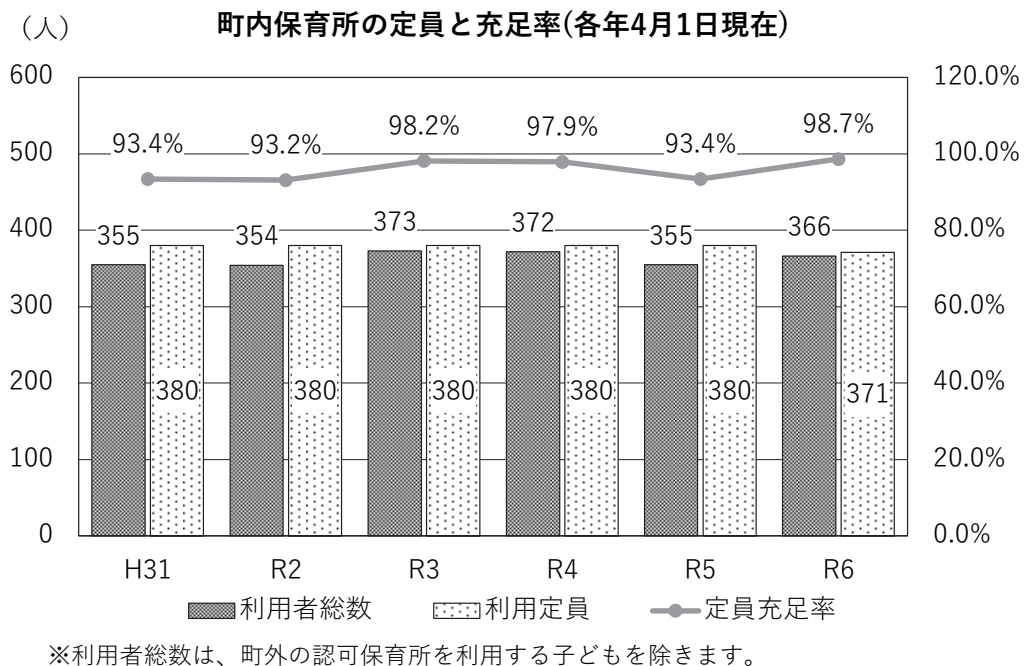
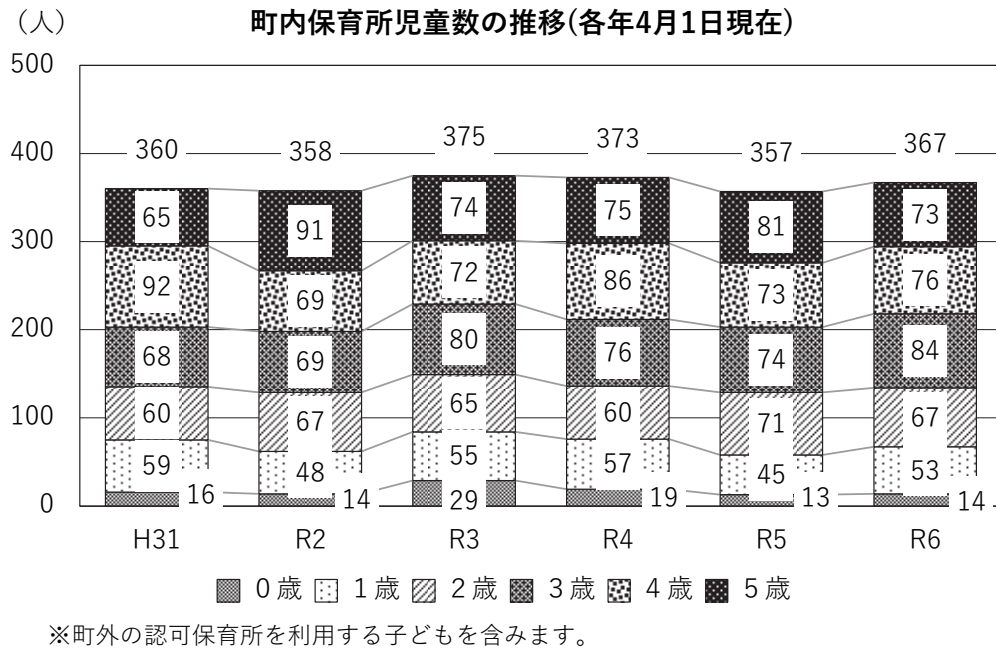
※「就労していない方の就労希望」については、回答者がごくわずかであるため割愛します。

4. 川越町における主な子育て支援の取り組み

(1) 就学前教育・保育事業

① 保育所の状況

保育所については、公立保育所3か所、私立認定こども園1か所の計4か所で保育を実施しています。定員数に対する充足率は、平成28年度に定員を上回ったことがありましたが、令和6年4月1日現在では98.7%となっています。年齢別の保育所児童数の割合をみると、令和5年から令和6年にかけて、1歳児、3歳児、4歳児で上昇傾向がみられます。

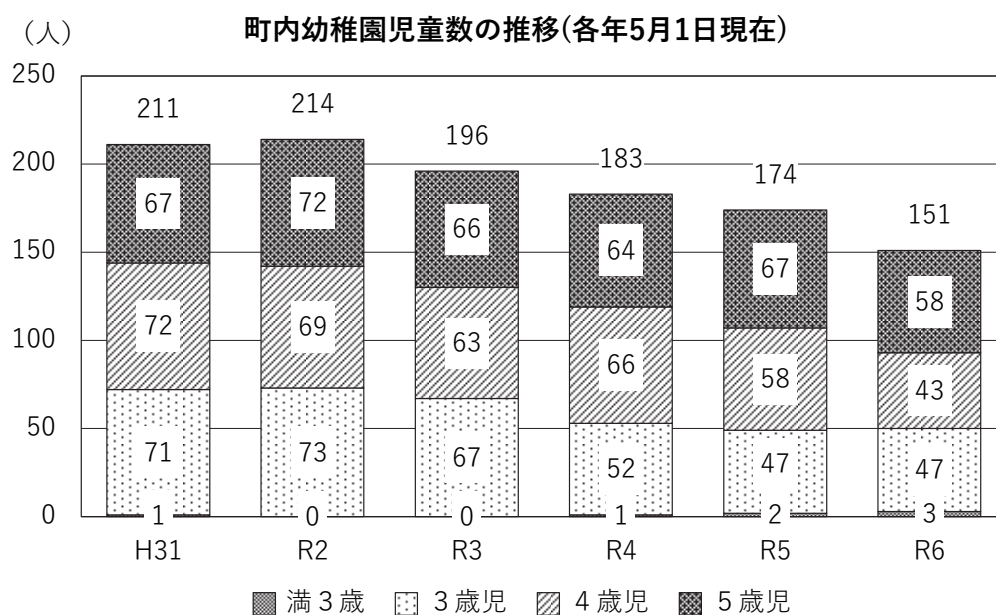


資料：子ども家庭課

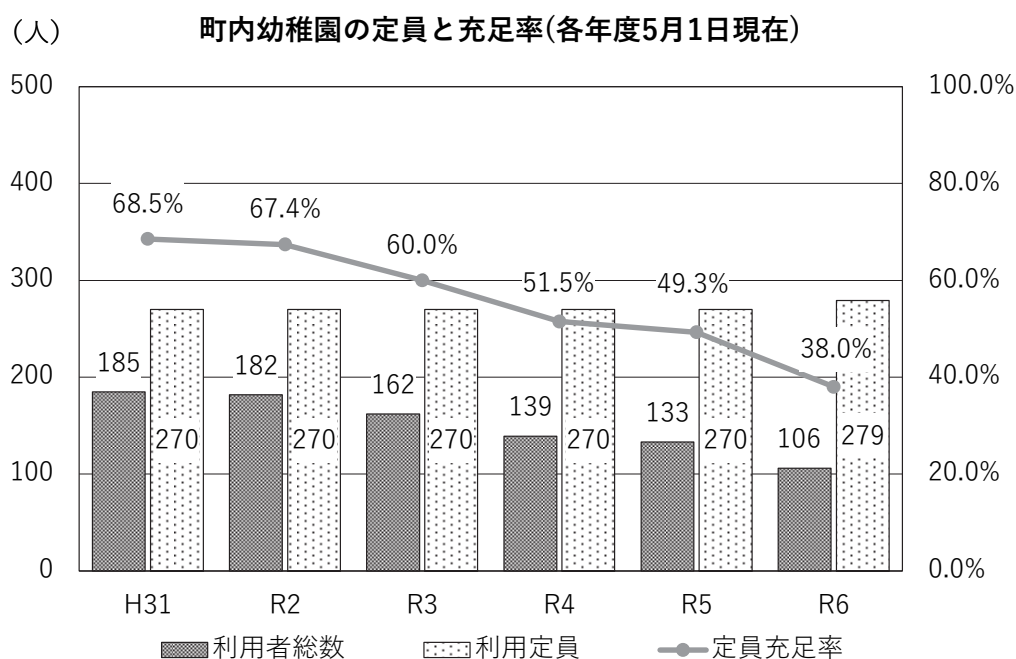
② 幼稚園の状況

幼稚園については、公立幼稚園 1 か所、私立認定こども園 1 か所の計 2 か所で就学前教育を実施しています。

定員数に対する充足率は低下傾向にあり、令和 6 年 5 月 1 日現在では 38.0% となっています。年齢別の幼稚園児童数の割合をみると、令和 2 年から令和 6 年にかけて 3 歳児、4 歳児、5 歳児で低下傾向にあります。



※町外の私立幼稚園を利用する子どもを含みます。



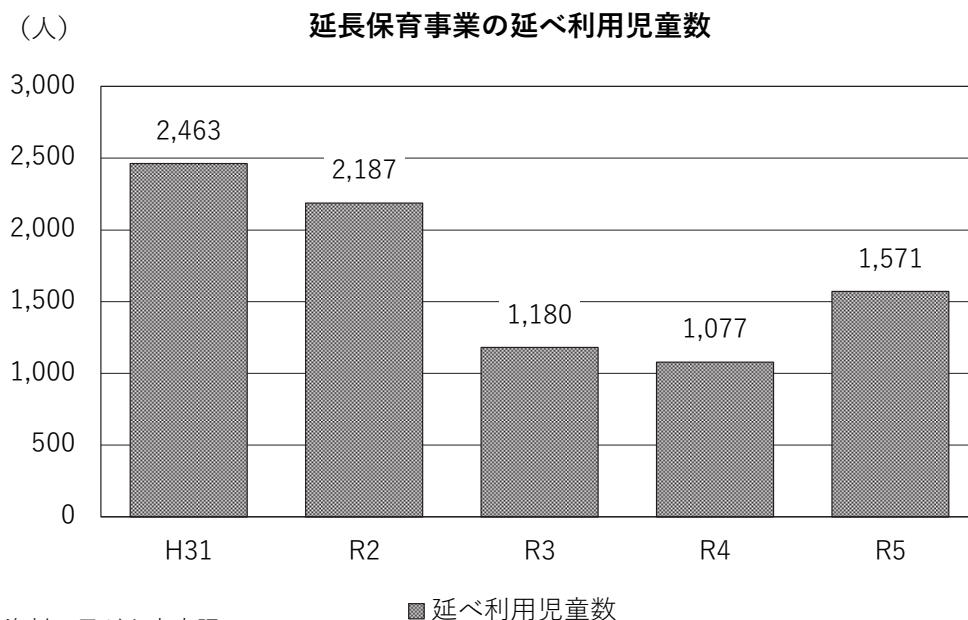
※利用者総数は、町外の私立幼稚園を利用する子どもを除きます。

資料：子ども家庭課

(2) 地域子ども・子育て支援事業

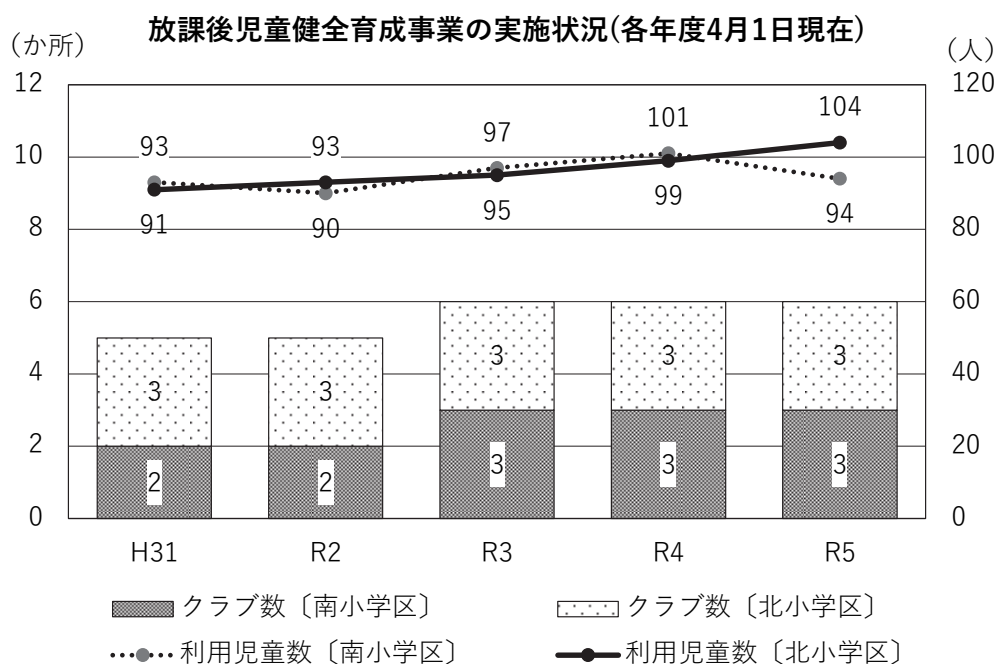
① 延長保育事業

延長保育事業については、私立認定こども園 1 か所で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を実施しています。延べ利用児童数は令和 3 年度、4 年度は大きく減少しましたが、令和 5 年度は再び増加し、年間延べ 1,571 人の利用となっています。



② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育所））

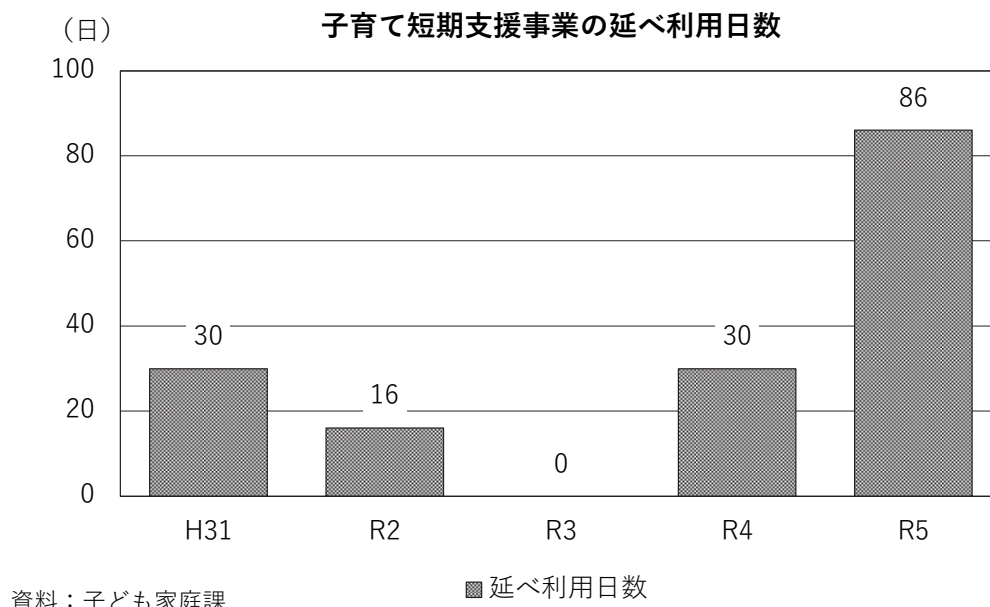
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育所））については、平成 31 年度及び令和 3 年度にそれぞれ 1 か所増設され、現在は 6 か所で運営されています。令和 5 年度の利用(登録)児童数は 6 クラブ合わせて 198 人となっています。



※利用児童数は登録児童数であり、春休み等長期休暇時のみ利用の児童数を含みます。

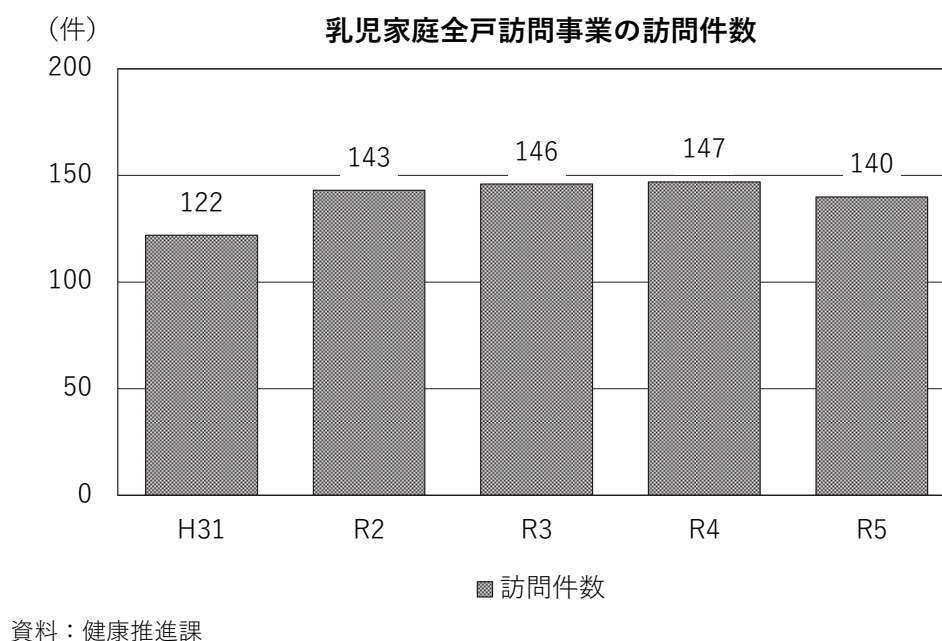
③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気等のために一時的に児童養護施設等で預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）については、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市の児童養護施設に委託しています。令和５年度には延べ８６日の利用がありました。



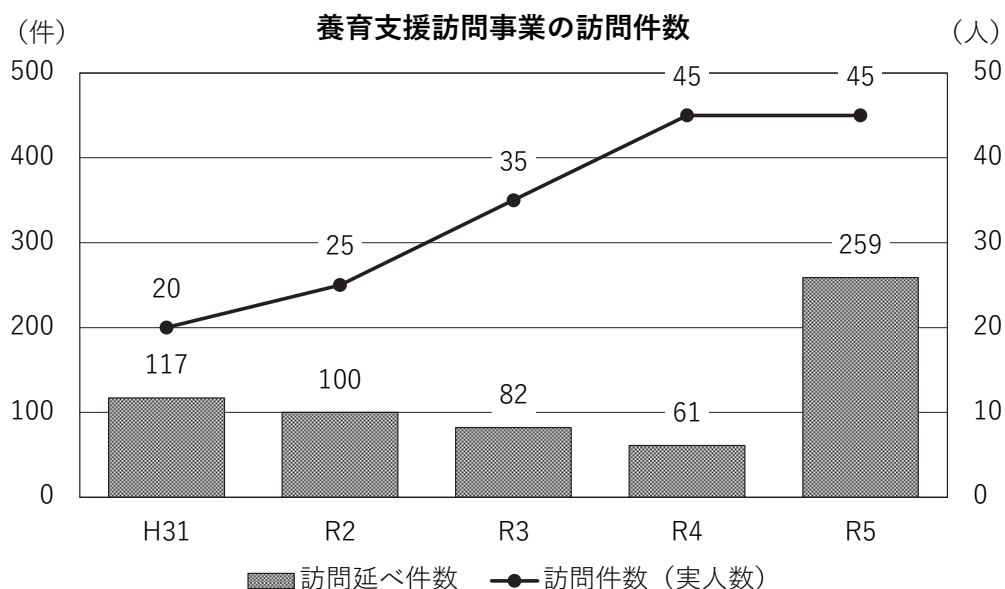
④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

原則として生後４か月までのお子さんのいるすべての家庭を対象に、保健師、助産師等が訪問し、身体測定、予防接種や母子保健サービスの案内、母子の健康についての相談や授乳指導等を行う乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施しています。研修等を通じて保健師等の資質向上に努めています。また、最近の傾向として、外国人世帯や支援が必要と考えられるハイリスク家庭が増加しているため、早期から関係づくりを行っています。令和５年度の訪問件数は１４０件でした。



⑤ 養育支援訪問事業

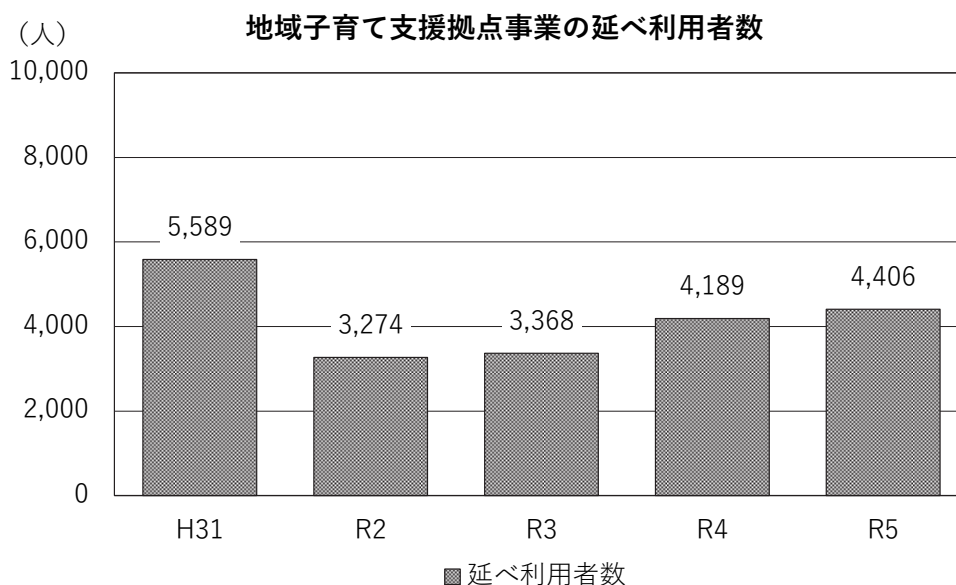
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭に対し、保健師、助産師等による養育支援訪問事業を実施しています。令和5年度の訪問延べ件数は259件、訪問実人数は45人でした。



資料：子ども家庭課、健康推進課

⑥ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

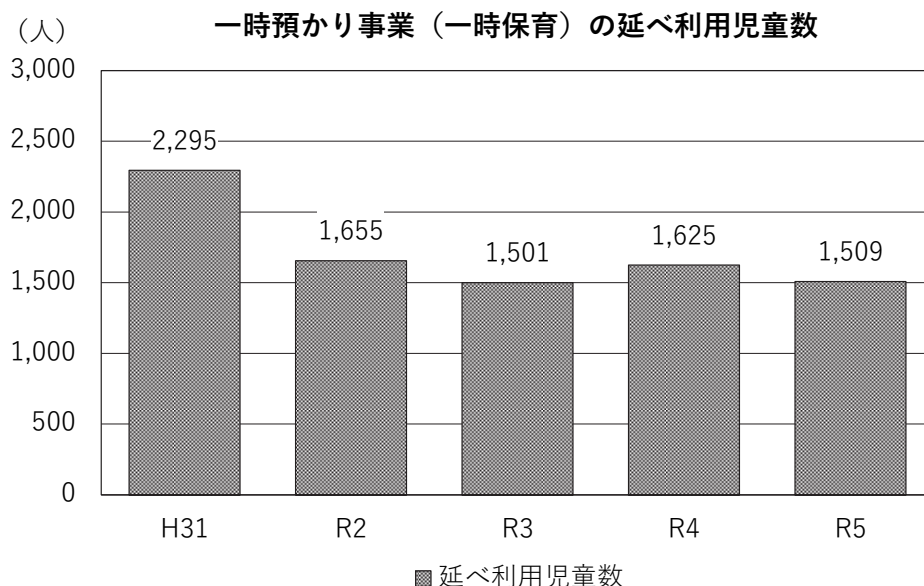
子育ての相談にのったり、保護者同士が交流したりする地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）については、町内2か所で行っています。相談や親子の交流事業、地区公民館への出前事業等をそれぞれ行っており、令和5年度の延べ利用者数は4,406人となっています。



資料：子ども家庭課

⑦ 一時預かり事業（一時保育）

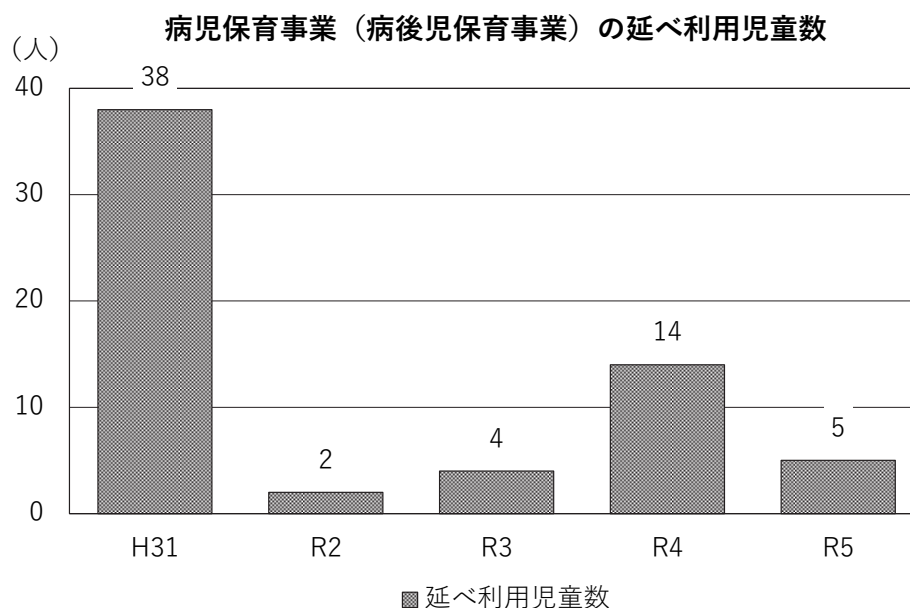
普段は家でみているお子さんを一時的に預かる一時預かり事業（一時保育）は、私立認定こども園 1 か所で実施しています。保育所で待機児童が発生し、保育ニーズの受け皿となっている要因もあるなか、利用児童数はほぼ横ばいであり、令和 5 年度の延べ利用児童数は 1,509 人となっています。



資料：子ども家庭課

⑧ 病児保育事業（病後児保育事業）

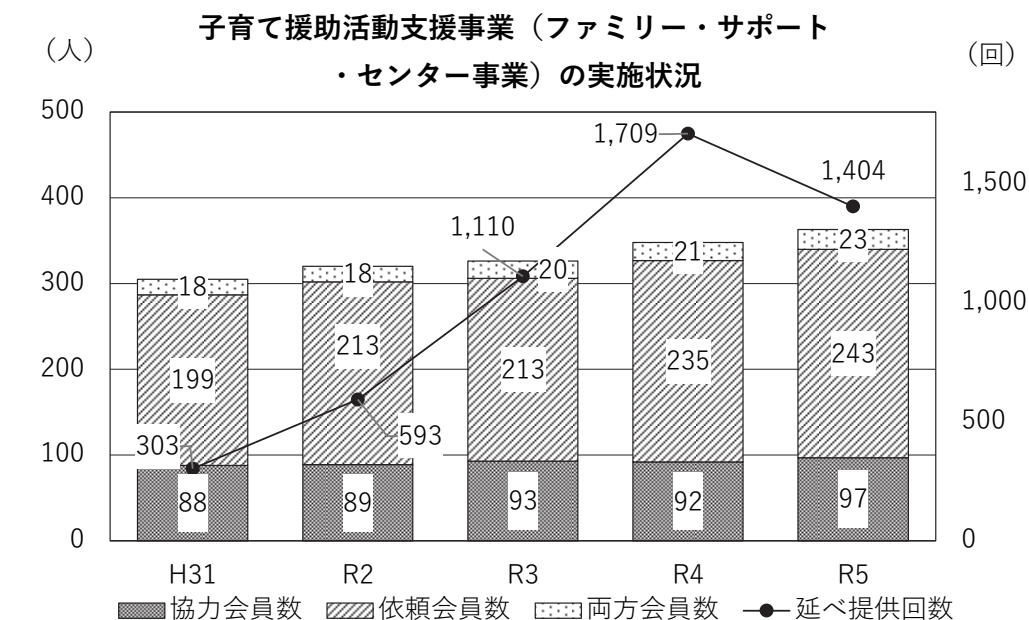
病気の急性期から回復期にある子どもを預かる病児保育事業（病後児保育事業）については、平成 29 年度から桑名市との共同事業として実施しており、令和 5 年度の延べ利用児童数は 5 人となっています。



資料：子ども家庭課

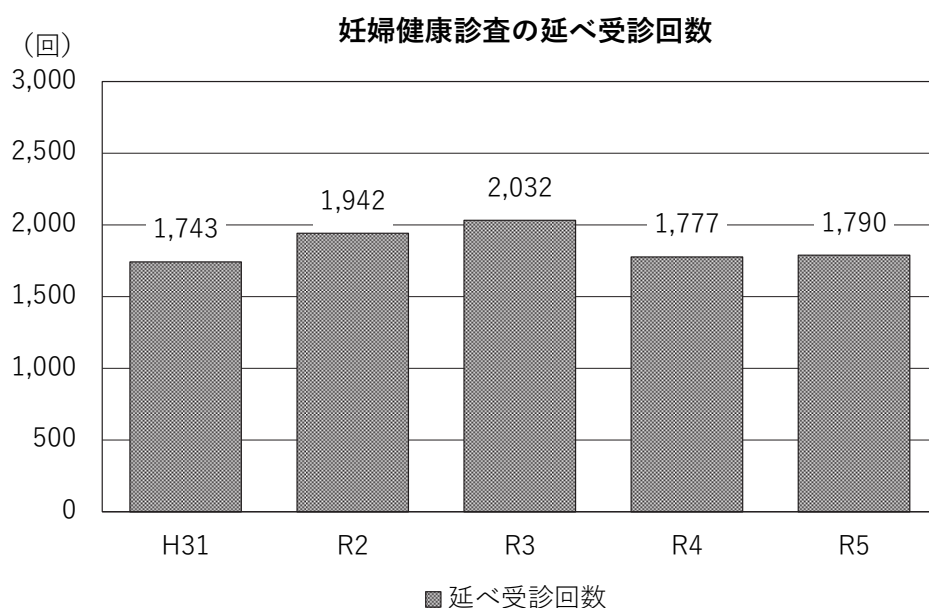
⑨ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

保護者の急な用事の際等の子どもの預かり、保育施設までの送迎等のサービス提供を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、依頼会員と協力会員、両方を兼ねる会員の相互によって提供され、会員数は増加傾向にあります。令和5年度のサービスの延べ提供回数は1,404回となっています。



⑩ 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査にかかる費用を助成しており、ほとんどの対象者が受診し、令和5年度の延べ受診回数は1,790回となっています。



⑪ 母子保健事業

母子保健事業として、母子健康手帳の交付、4 か月児と 10 か月児の健康診査の医療機関への委託、また、1 歳 6 か月児と 3 歳 6 か月児の健康診査を集団により実施しています。

母子保健事業の実施状況

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
母子健康手帳交付数	166	158	171	148	158
4 か月児健康診査 受診児数（人）	134	145	144	144	135
10 か月児健康診査 受診児数（人）	150	124	139	144	130
1 歳 6 か月児健康診査 受診児数（人）	157	135	136	159	143
3 歳 6 か月児健康診査 （一般・歯科・視力） 受診児数（人）	104	167	147	131	116
発達相談 延べ件数（件）	50	50	52	56	52
健康相談 延べ件数（件）	522	279	323	365	413

資料：健康推進課

5. アンケート調査結果の概要

「第3期川越町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）」の策定に向けた基礎資料とすることを目的として、就学前児童（0～5歳児）及び小学校児童の保護者に対し、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためのアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。

□ サンプル数及び有効回収数

調査種別	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	685	472 (213)	68.9% (31.1%)	468 (213)	68.3% (31.1%)
小学校児童調査	660	547 (258)	82.9% (39.1%)	538 (258)	81.5% (39.1%)

（ ）内はウェブによる回答件数及び比率（内数）

□ 調査の方法

①調査対象地域	川越町全域
②調査対象者	対象年齢児童のいる保護者
③調査期間	令和5年12月～令和6年1月
④調査方法	直接または郵送によって配布し、調査票またはウェブにて回答・回収

(1) 子育て支援全般について

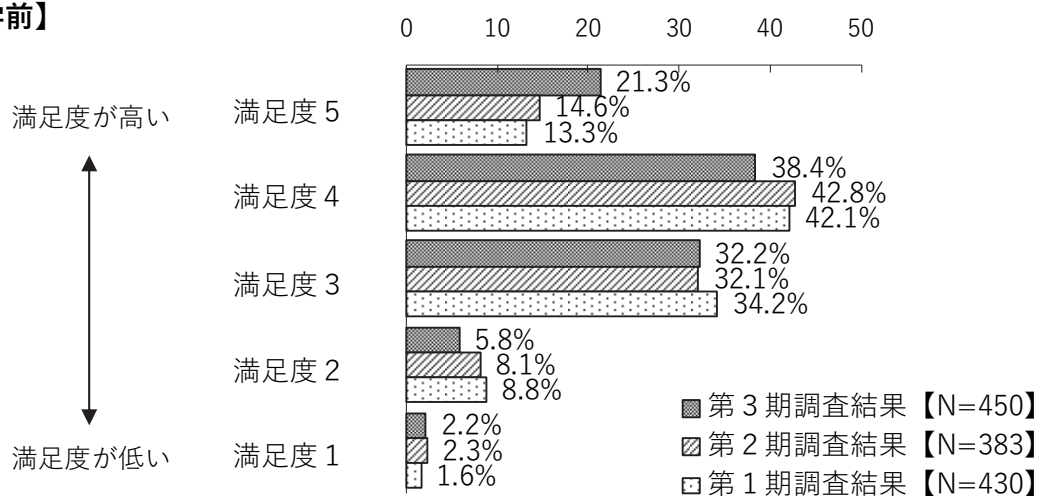
① 川越町における子育ての環境や支援への満足度

川越町における子育ての環境や支援への満足度は、満足度の高い「満足度5」や「満足度4」を選んだ方は、就学前児童調査結果（以下、「就学前」といいます。）で合わせて59.7%、小学校児童調査結果（以下、「小学生」といいます。）で59.8%あり、満足度の低い「満足度1」や「満足度2」を選んだ方を大きく上回っています。

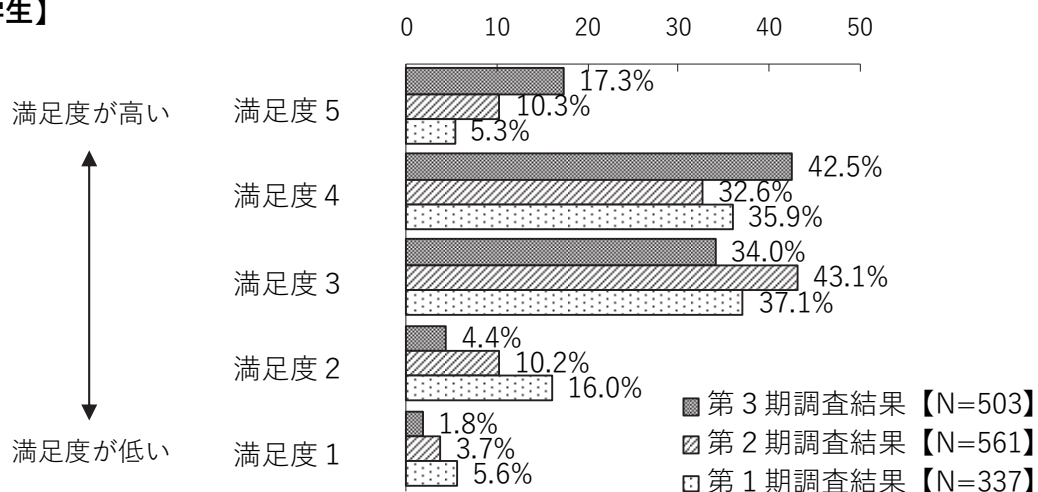
過去の調査結果と比較すると、「就学前」では満足度の高い「満足度5」を選んだ方が増加し、「小学生」でも「満足度5」や「満足度4」を選んだ方が増加しました。

□ 川越町における子育ての環境や支援への満足度

【就学前】



【小学生】



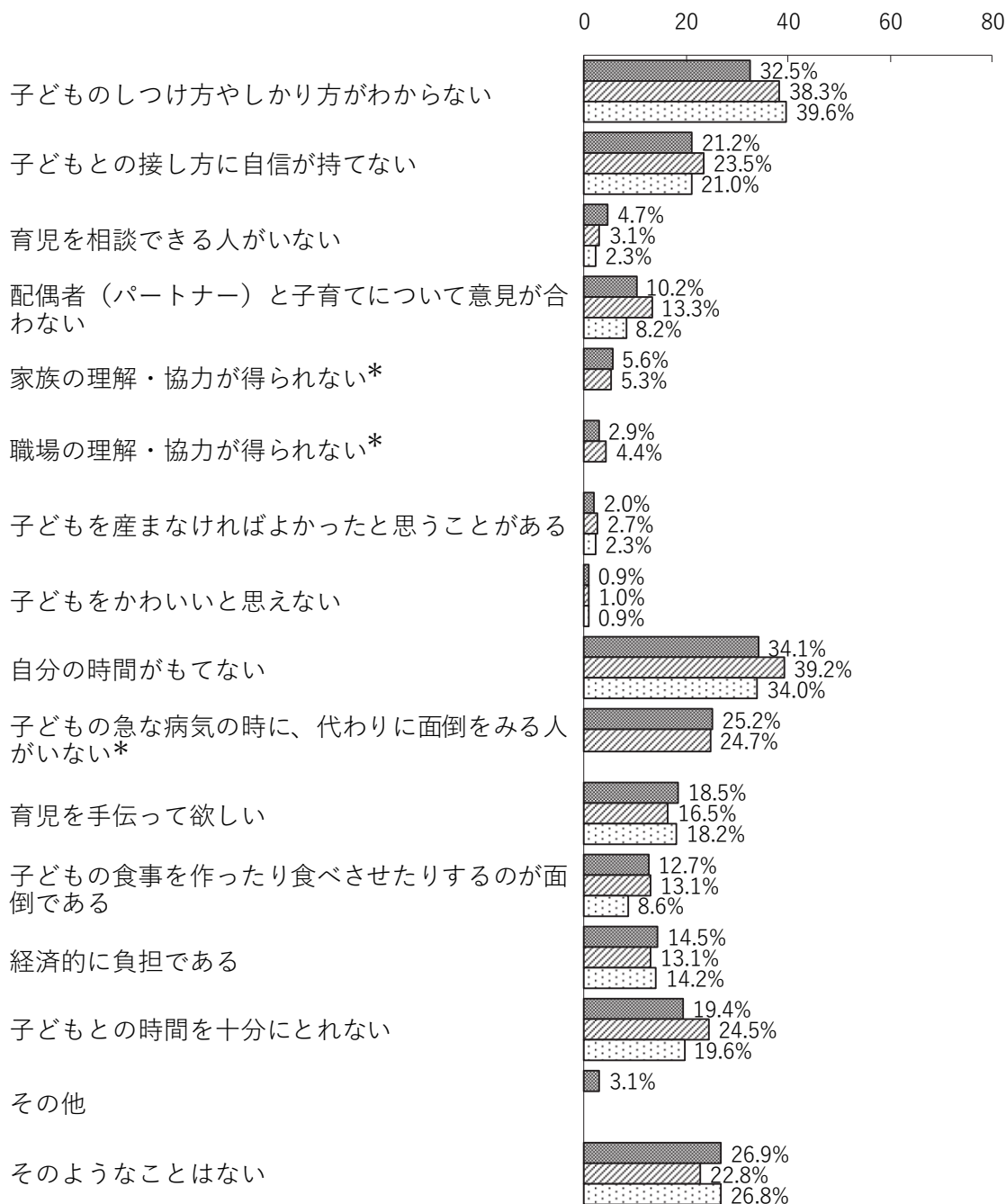
※「第3回調査」は本計画に先立ち令和5年度に実施したもの、「第2回調査」は第2期計画に先立ち平成30年度に実施したもの、「第1回調査」は第1期計画に先立ち平成25年度に実施したものをそれぞれ表します。また、N数はそれぞれの設問における有効回収数を表します。

② どのようなことに不安感や負担感を感じるか

子育てをしていて不安感や負担感を感じるについて、「就学前」においては、「自分の時間がもてない」が 34.1%で最も高く、「子どものしつけ方やしかり方がわからない」が 32.5%で続いています。一方、「そのようなことはない」は 26.9%となっています。

過去の調査結果と比較すると、「自分の時間がもてない」、「子どものしつけ方やしかり方がわからない」をはじめ、多くの項目で第2期調査の結果を下回っており、「そのようなことはない」が第2期調査を上回っています。

□ 子育ての不安感や負担感【就学前】



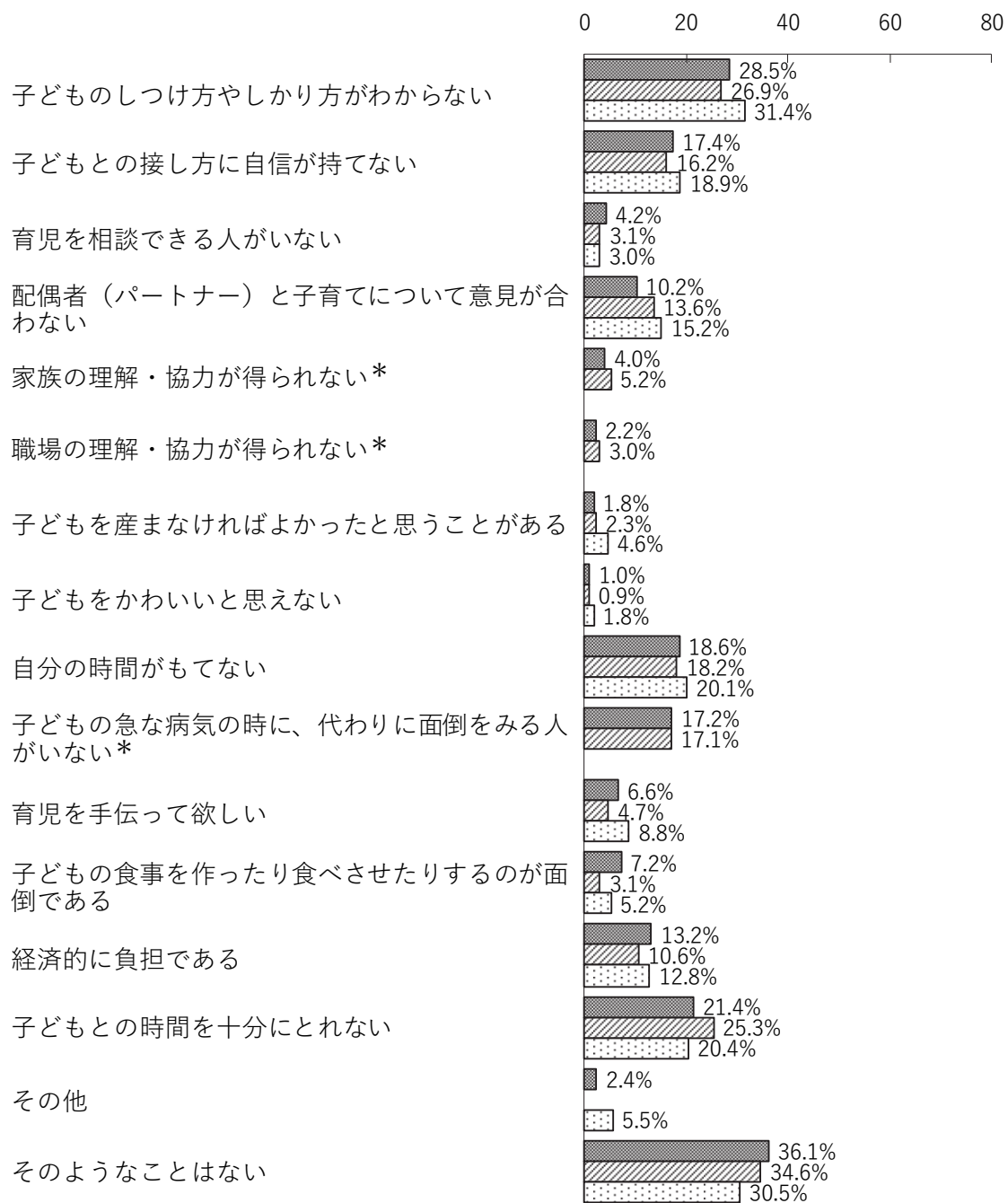
■ 第3期調査結果【N=449】 ▨ 第2期調査結果【N=413】 □ 第1期調査結果【N=429】

* 印の選択肢は第2期調査から追加

子育てをしていて不安感や負担感を感じることにについて、「小学生」においては、「そのようなことはない」が36.1%で最も高く、「子どものしつけ方やしかり方がわからない」が28.5%、「子どもとの時間を十分にとれない」が21.4%で続いています。

過去の調査結果と比較すると、「子どものしつけ方やしかり方がわからない」や「自分の時間がもてない」は第2期調査の結果を上回っているものの、「子どもとの時間を十分にとれない」をはじめ、多くの項目で第2期調査の結果を下回っており、「そのようなことはない」が第1期調査、第2期調査の結果を上回っています。

□ 子育ての不安感や負担感【小学生】



■ 第3期調査結果【N=499】 ▨ 第2期調査結果【N=573】 □ 第1期調査結果【N=328】

* 印の選択肢は第2期調査から追加

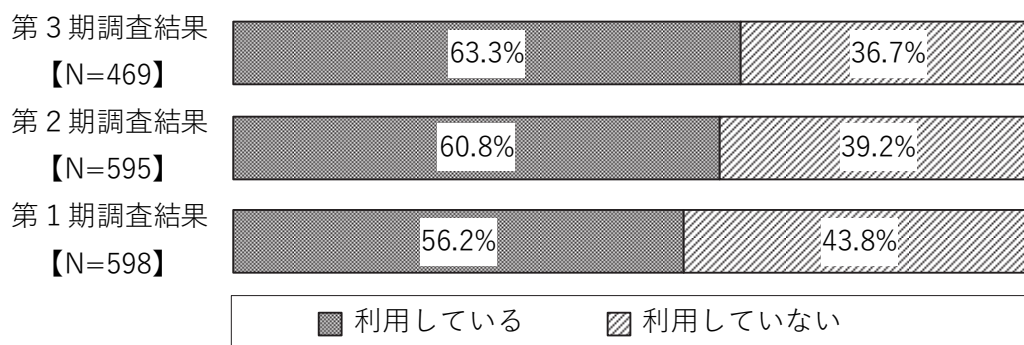
(2) 教育・保育事業の利用について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前における定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 63.3%を占めています。一方、「利用していない」は 36.7%となっています。

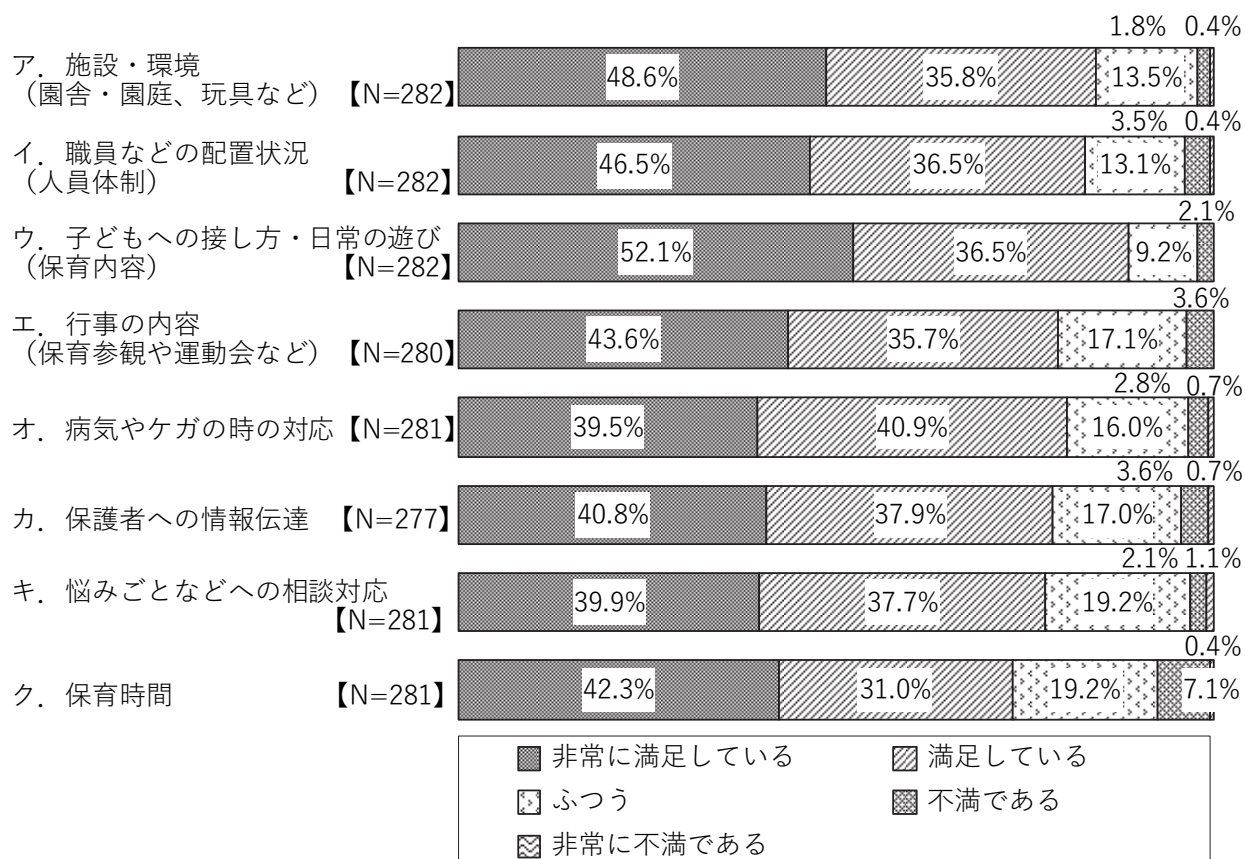
過去の調査結果と比較すると、「利用している」が徐々に増加しています。

□ 幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育事業」の利用状況【就学前】



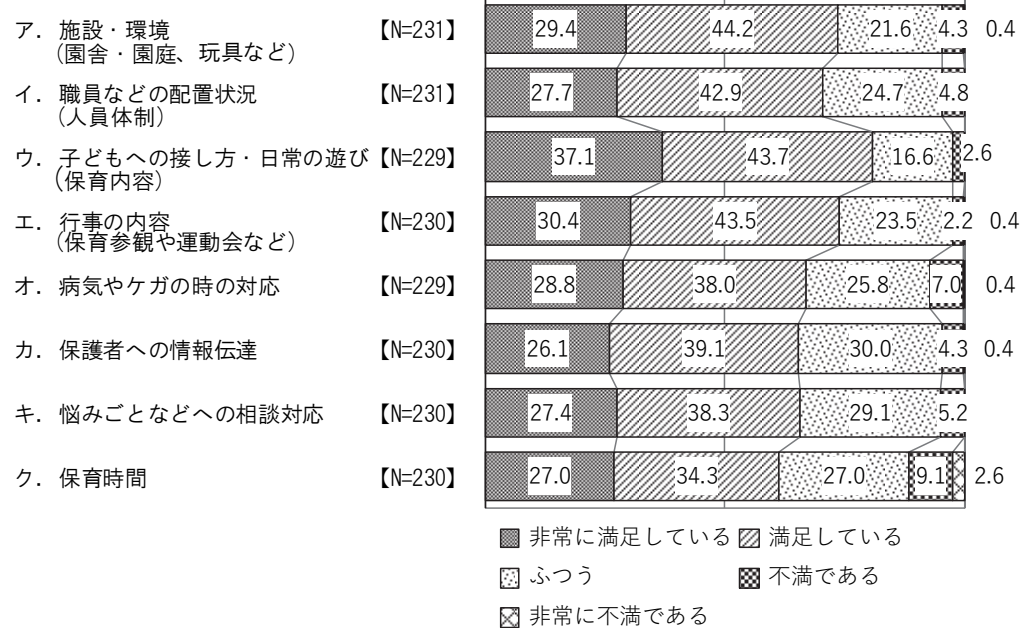
利用している教育・保育事業の満足度については、いずれの項目についても「満足している」と「非常に満足している」を合わせた『満足している』割合は 70%を超えています。特に、「子どもへの接し方・日常の遊び（保育内容）」については『満足している』は 88.6%に上り、満足度が高くなっています。一方、「保育時間」については、「非常に不満である」と「不満である」を合わせた『不満である』割合が 7.5%と、他の項目に比べて高くなっています。

□ 現在利用している教育・保育事業に対する満足度【就学前】



第2期調査の結果と比較すると、いずれもの項目も『満足している』割合は増加しています。

第2期調査結果

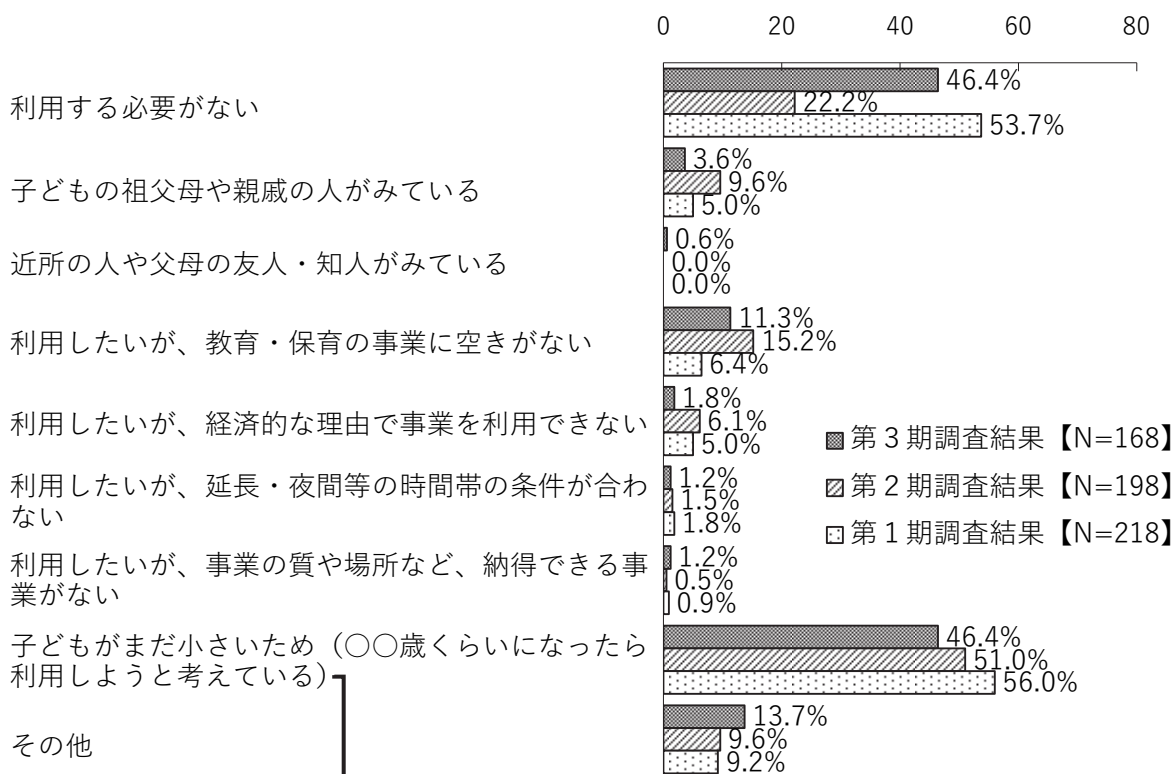


② 定期的な教育・保育事業を利用していない理由

教育・保育事業を利用していない理由は、「利用する必要がない」と「子どもがまだ小さいため（〇〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」が同率（46.4%）で高くなっています。

過去の調査結果と比較すると、第2期調査の結果から「利用する必要がない」が24.2ポイント増加しました。一方、「子どもがまだ小さいため（〇〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」は徐々に減少しています。

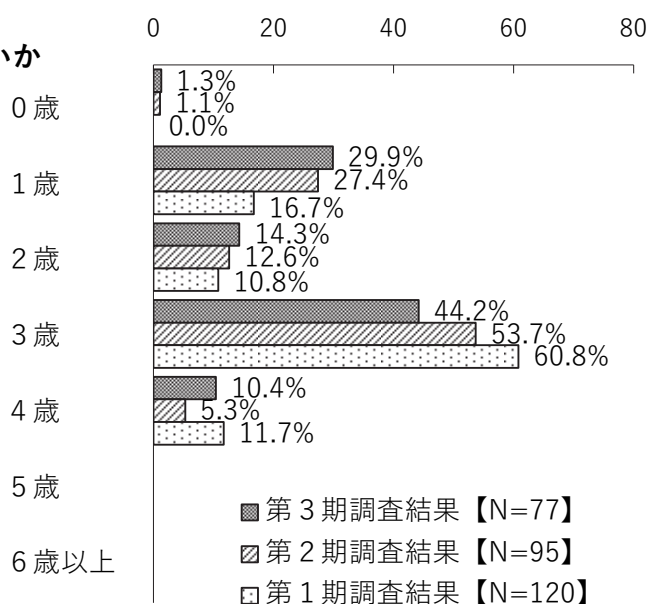
□ 教育・保育事業を利用していない理由【就学前】



□ 子どもが何歳になったら利用したいか

子どもが「3歳」になったら利用しようと考えている方が44.2%で最も高く、「1歳」が29.9%、「2歳」が14.3%が続いています。

過去の調査結果と比較すると、「1歳」が増加し、「3歳」が減少しています。

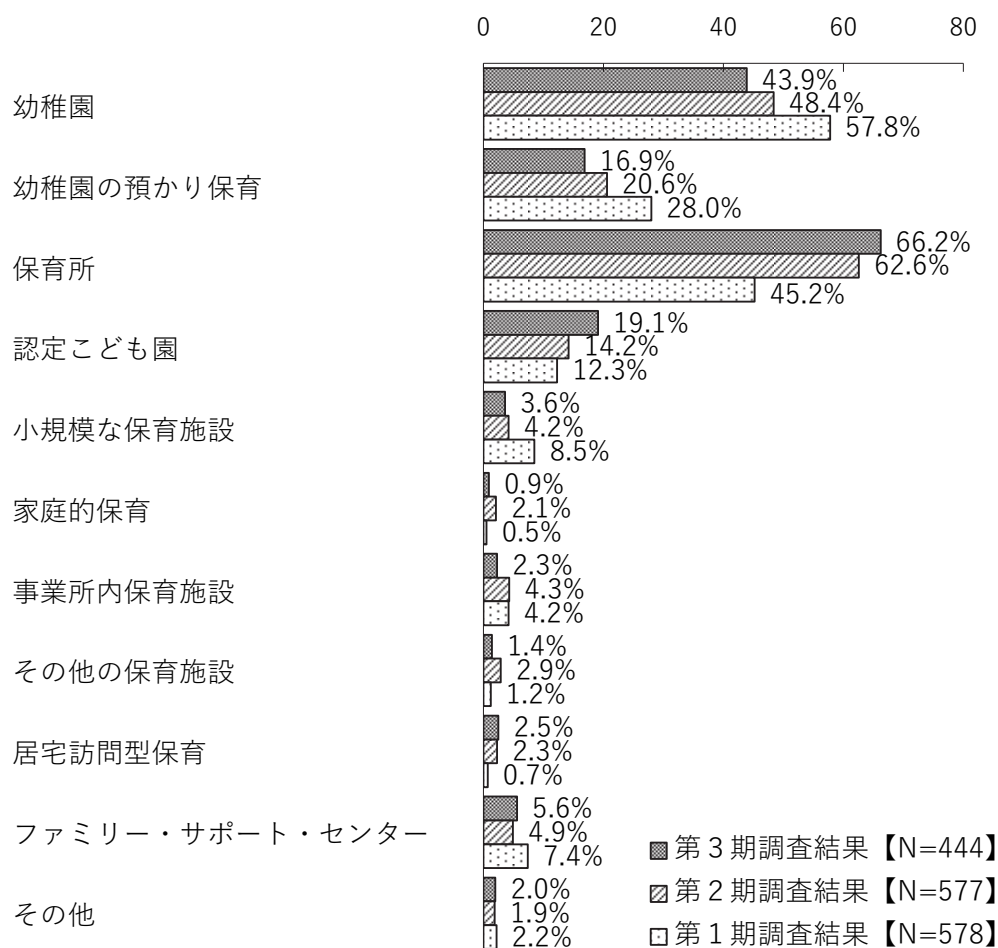


③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「保育所」が66.2%で最も高く、「幼稚園」が43.9%、「認定こども園」が19.1%が続いています。

過去の調査結果と比較すると、「保育所」「認定こども園」が増加し、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」は減少しています。

□ 平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業【就学前】

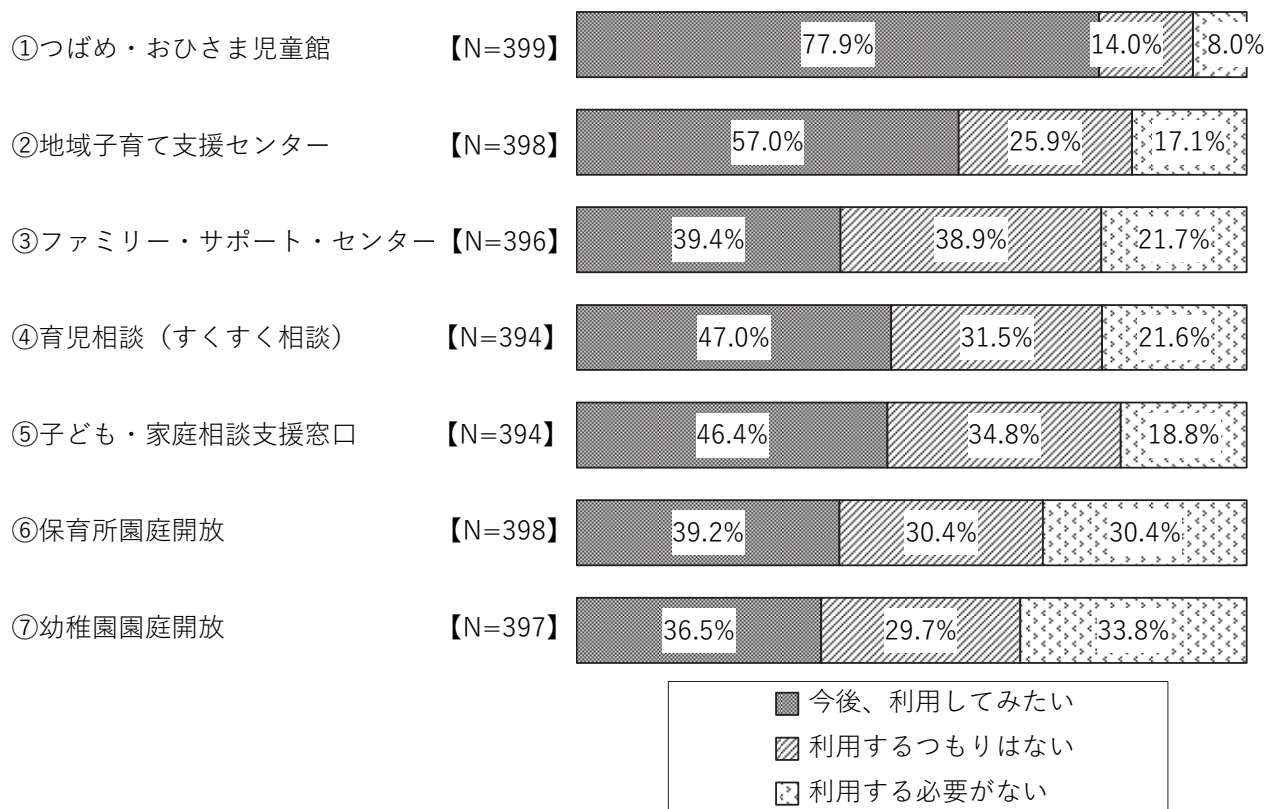


(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用について

① 地域子育て支援センターの利用意向

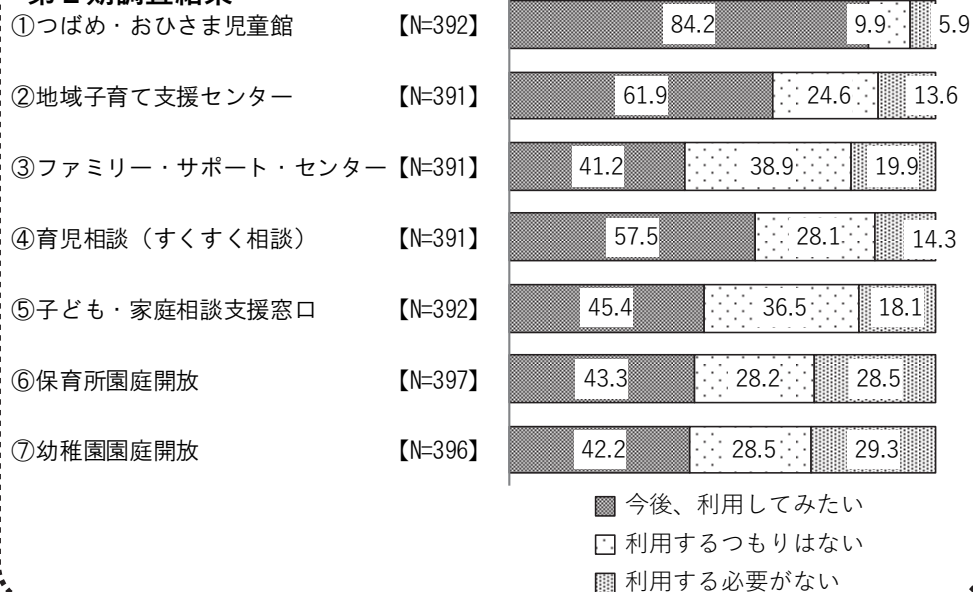
利用意向の高い事業（「今後、利用してみたい」事業）については、「つばめ・おひさま児童館」が77.9%と最も高くなっています。次いで、「地域子育て支援センター」（57.0%）、「育児相談（すくすく相談）」（47.0%）と続いており、現在の利用度と同様の結果となっています。

□ 各種事業の利用意向【就学前】



第2期調査の結果と比較すると、利用意向については、「子ども・家庭相談支援窓口」が1ポイント増加しましたが、その他の事業についてはいずれも減少しています。

第2期調査結果

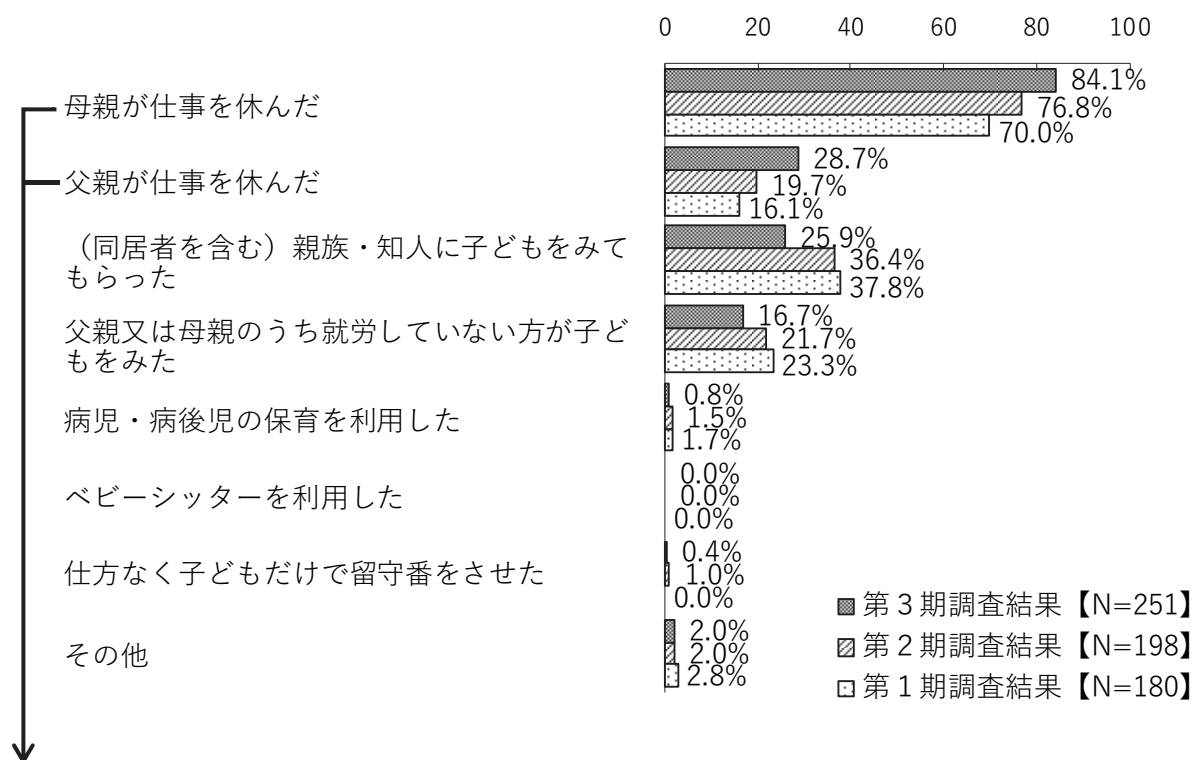


② 子どもが病気の際の対応

お子さんが病気やけがで、普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が84.1%で最も高く、「父親が仕事を休んだ」が28.7%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が25.9%で続いています。

過去の調査結果と比較すると、「母親が仕事を休んだ」「父親が仕事を休んだ」が増加し、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が減少しています。

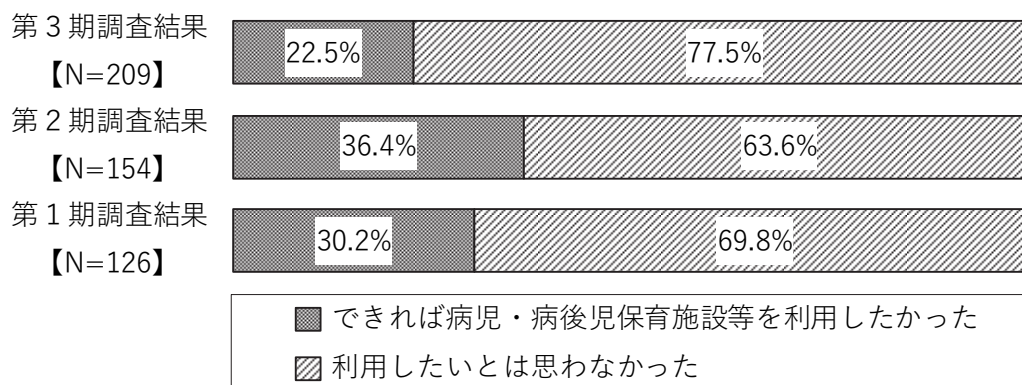
□ 病気やけがで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法【就学前】



仕事を休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」方は22.5%となっており、「利用したいとは思わなかった」が77.5%を占めています。

過去の調査結果と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」と答えた方が第2期、第1期よりも減少しました。

□ その際、病児・病後児保育施設等を利用したかったか

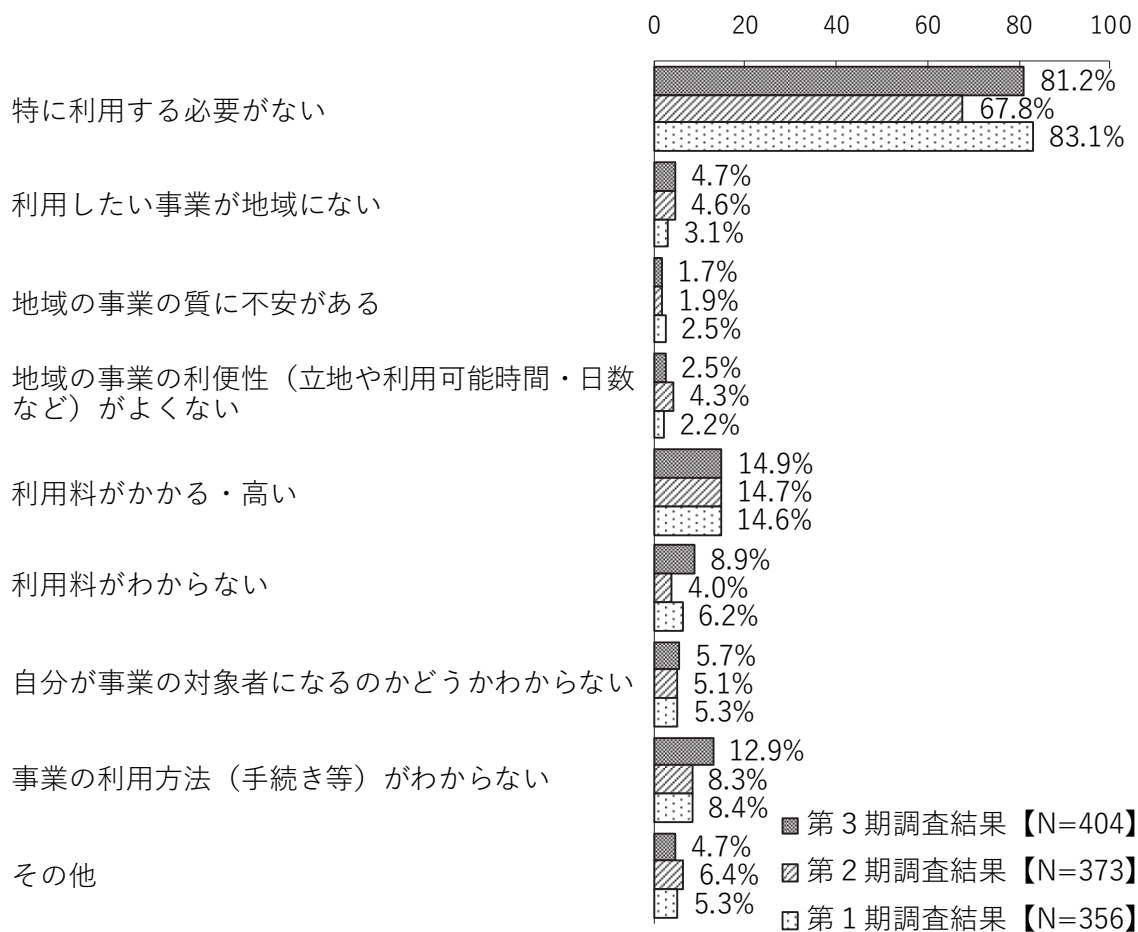


③ 一時預かり等不定期事業

不定期事業を利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が 81.2%と非常に高く、それ以外の回答は「利用料がかかる・高い」が 14.9%、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が 12.9%などとなっています。

過去の調査結果と比較すると、「特に利用する必要がない」は第 2 期調査結果から 13.4 ポイント増加しました。一方、「事業の利用方法がわからない」「利用料がわからない」はやや増加しています。

□ 不定期事業を利用していない理由【就学前】

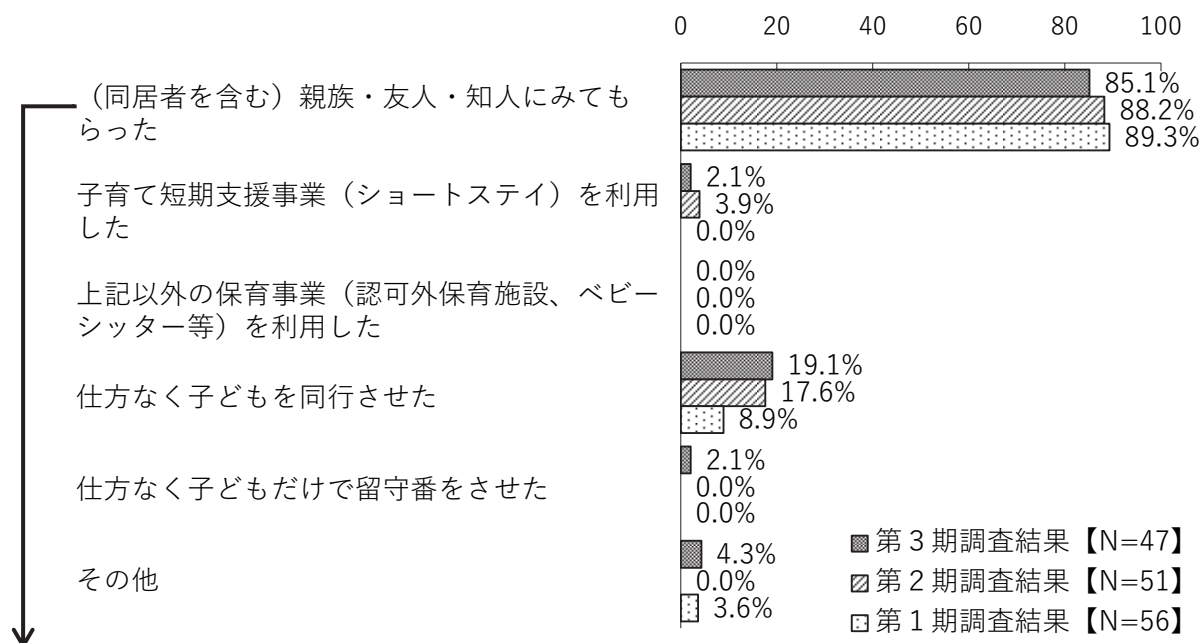


④ 子どもを泊まりがけで預けなければならなかった場合

この 1 年間に行った対処方法は、「(同居者を含む) 親族・友人・知人にみてもらった」が 85.1%と非常に高く、それ以外の回答は「仕方なく子どもを同行させた」が 19.1%などとなっています。

過去の調査結果と比較すると、「仕方なく子どもを同行させた」が増加し、「(同居者を含む) 親族・友人・知人にみてもらった」は減少しています。

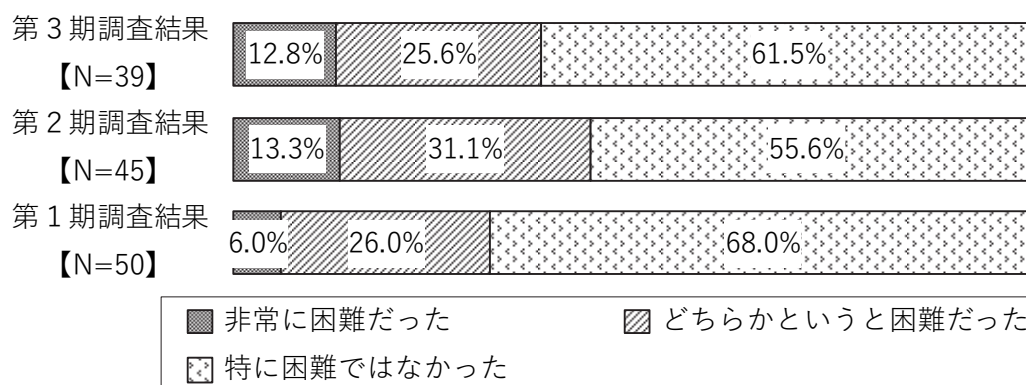
□ 子どもを泊まりがけで預けなければならなかった場合の対処方法【就学前】



親族・友人・知人に子どもをみてもらった場合の困難度については、「特に困難ではなかった」が 61.5%を占めています。一方、「非常に困難だった」（12.8%）と「どちらかという困難だった」（25.6%）を合わせた『困難だった』方は 38.4%となっています。

過去の調査結果と比較すると、『困難だった』方は第 2 期調査の結果から 6 ポイント減少しました。

□ その場合の困難度



(4) 小学生の放課後の過ごし方について

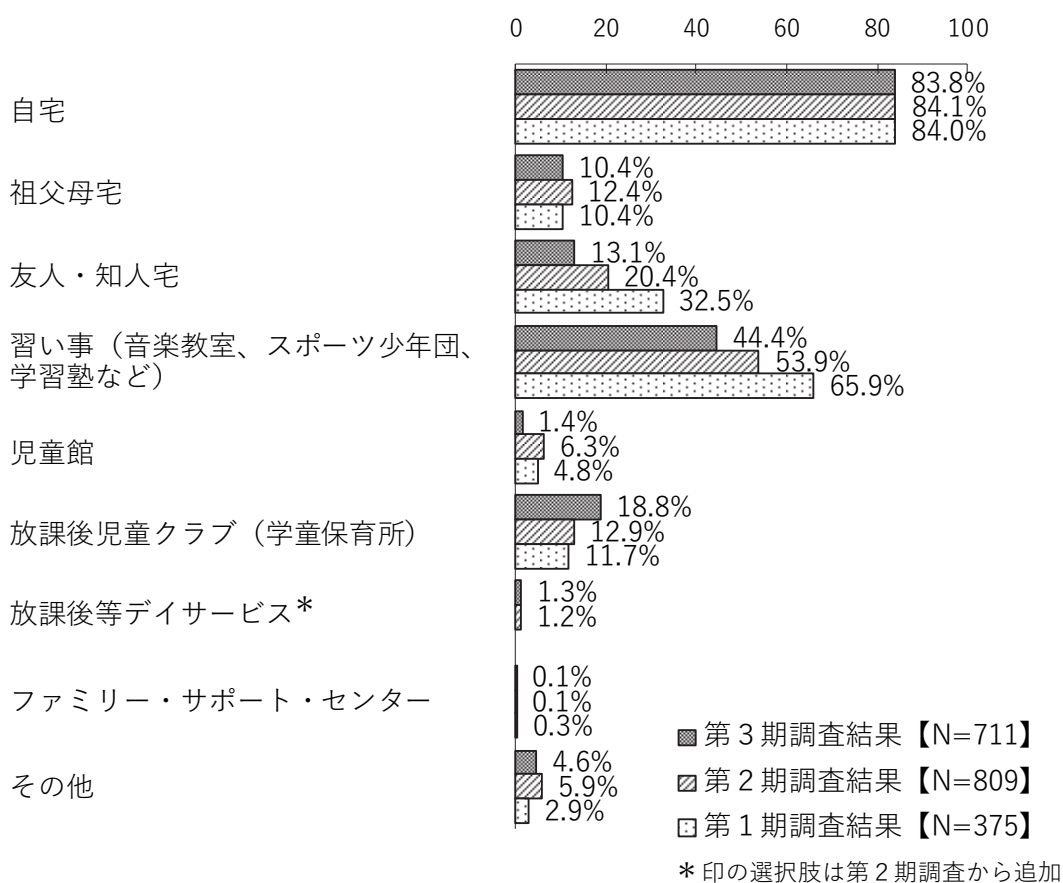
① 現在、放課後を過ごす場所

小学生の放課後の過ごし方については、「自宅」が 83.8%で最も高く、「習い事（音楽教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が 44.4%、「放課後児童クラブ（学童保育所）」が 18.8%で続いています。

過去の調査結果と比較すると、「習い事」、「友人・知人宅」が減少し、「放課後児童クラブ（学童保育所）」が増加しています。

なお、放課後の過ごし方別の週当たり日数は、「自宅」「放課後児童クラブ（学童保育所）」「放課後等デイサービス」では「5日」が最も高く、「祖父母宅」「友人・知人宅」「児童館」「ファミリー・サポート・センター」「その他」では「1日」が、「習い事」では「2日」が、それぞれ最も高くなっています。

□ 放課後（平日の小学校終了後）を過ごす場所【小学生】

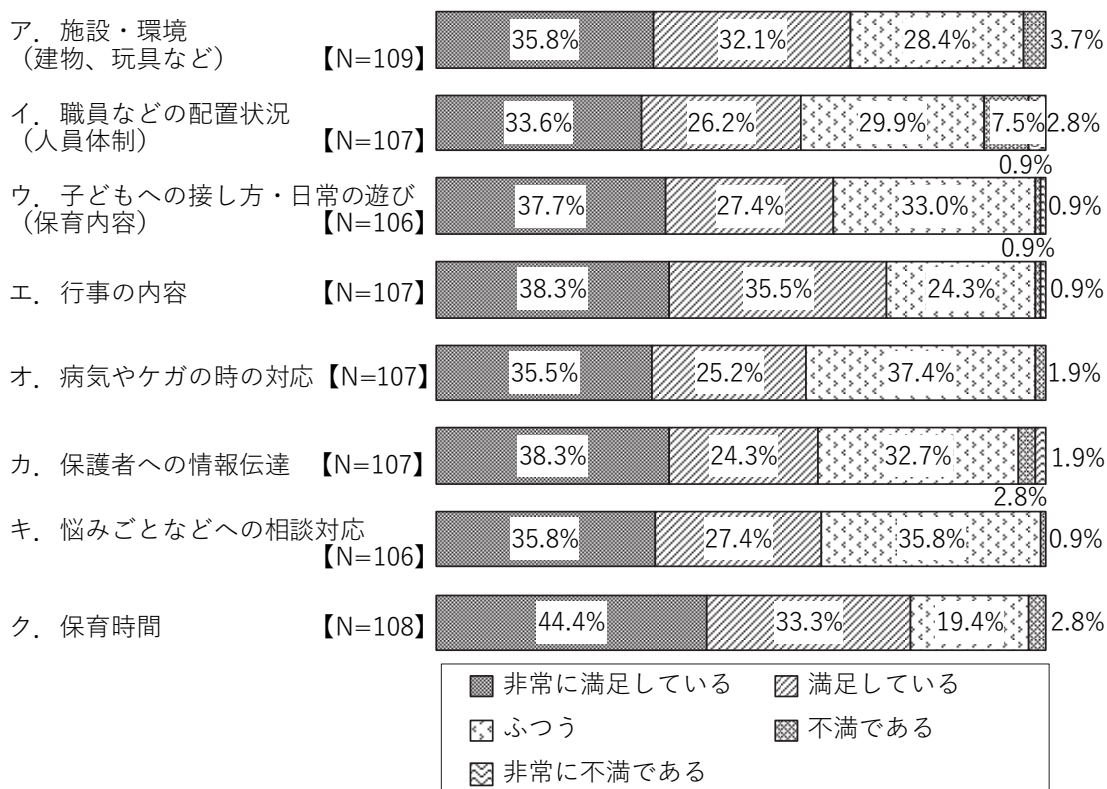


② 放課後児童クラブ（学童保育所）の満足度

現在利用している放課後児童クラブ（学童保育所）に対する満足度は、ほとんどの項目について「満足している」と「非常に満足している」を合わせた『満足している』割合は60%を超えています。特に、「保育時間」については『満足している』は77.7%、「行事の内容」については73.8%と、満足度が高くなっています。

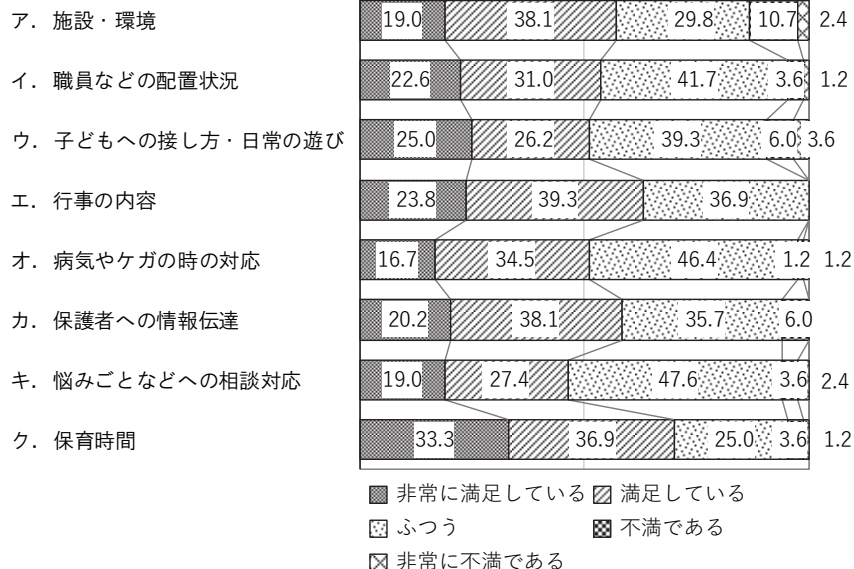
一方、「職員などの配置状況（人員体制）」については、「非常に不満である」と「不満である」を合わせた『不満である』割合が10.3%と、他の項目に比べて高くなっています。

□ 放課後児童クラブ（学童保育所）の満足度【小学生】



第2期調査の結果と比較すると、いずれもの項目も『満足している』割合は増加しています。

第2期調査結果



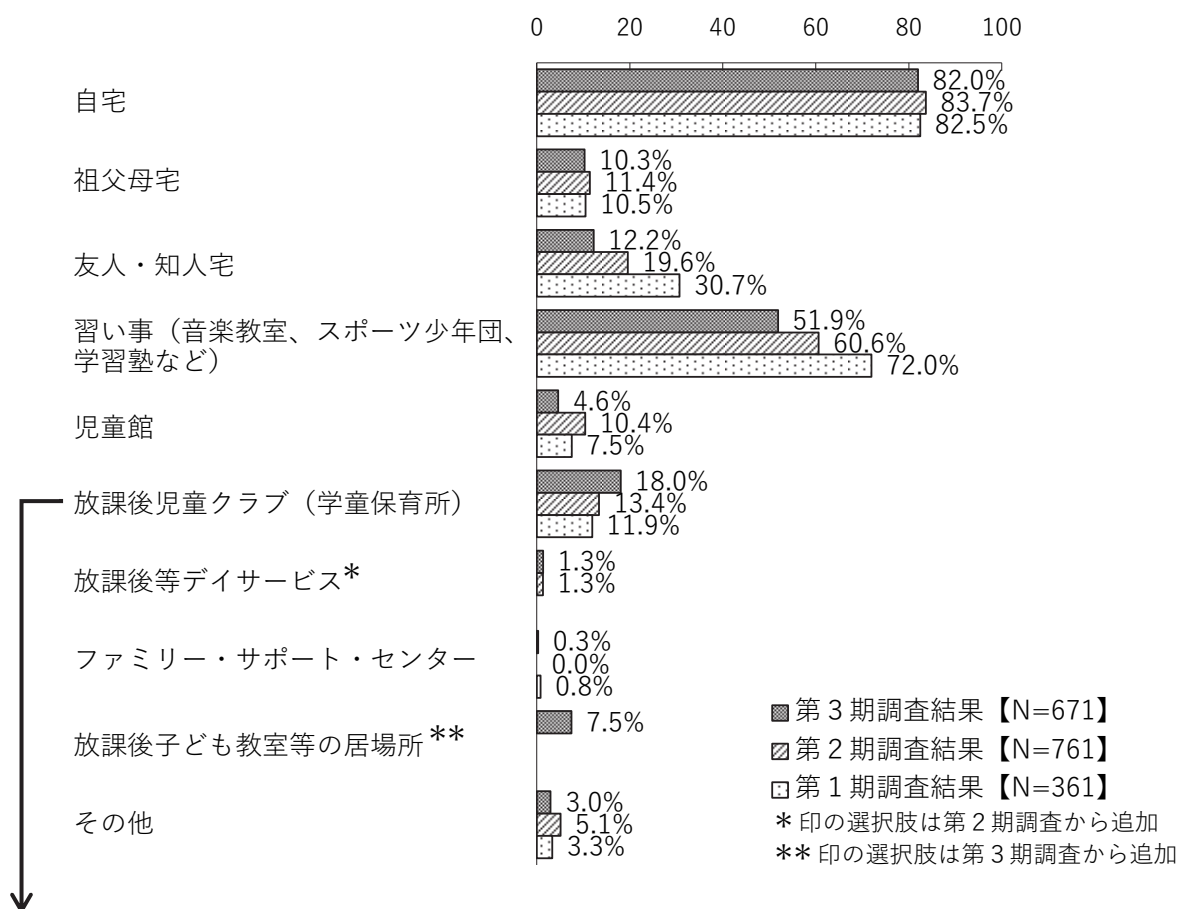
③ 今後、放課後を過ごさせたいと思う場所

今後、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについては、「自宅」が82.0%で最も高く、「習い事（音楽教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が51.9%、「放課後児童クラブ（学童保育所）」が18.0%で続いています。

過去の調査結果と比較すると、「習い事」、「友人・知人宅」が減少し、「放課後児童クラブ（学童保育所）」が増加しています。

なお、希望する放課後の過ごし方別の週あたり日数は、「自宅」「放課後児童クラブ（学童保育所）」「放課後等デイサービス」では「5日」が最も高く、「祖父母宅」、「友人・知人宅」、「児童館」「その他」では「1日」が、「習い事」「ファミリー・サポート・センター」「放課後子ども教室等の居場所」では「2日」がそれぞれ最も高くなっています。

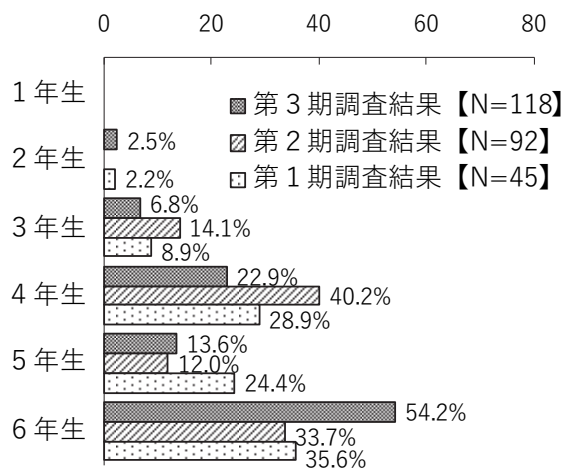
□ 今後、放課後(平日の小学校終了後)を過ごさせたい場所【小学生】



□ 何年生まで学童保育所を利用したいか

何年生になるまで学童保育所を利用したいかについては、「6年生」が54.2%で最も高く、「4年生」が22.9%、「5年生」が13.6%で続いています。

過去の調査結果と比較すると、「4年生」、「3年生」が減少し、「6年生」が増加しています。

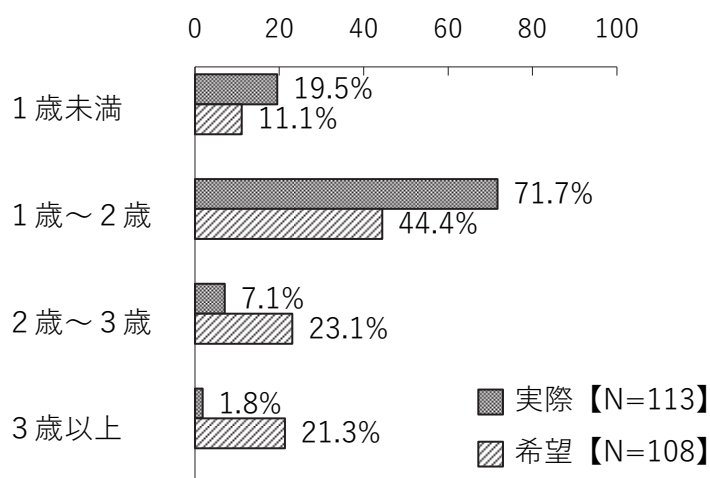


(5) 職場の両立支援制度について

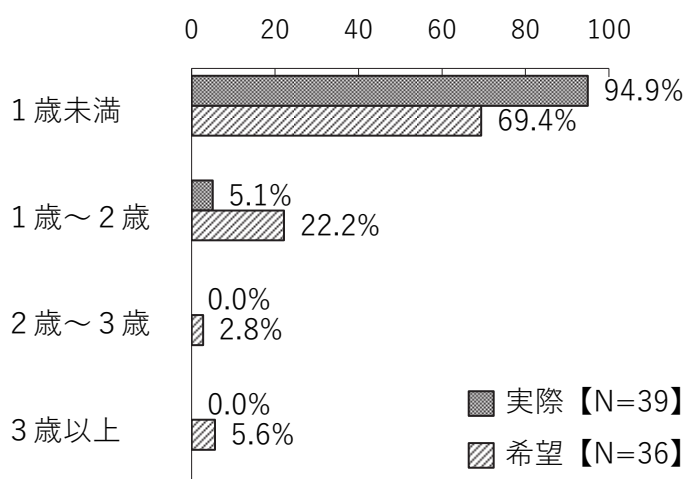
実際に、母親が育児休業から職場に復帰したタイミングは、お子さんが「1歳～2歳」が71.7%となっており、これは他の年齢区分と比較しても突出しています。希望では、44.4%の母親が「1歳～2歳」での職場復帰を希望しています。「2歳～3歳」「3歳以上」での職場復帰の希望もそれぞれ20%程度あり、希望する復帰時期と比較して、実際の復帰時期は前倒しになっていると言えます。

父親については、94.9%が「1歳未満」で職場に復帰している一方、希望では69.4%であり、実際の復帰時期との間に大きな差がみられます。また、「1歳～2歳」での職場復帰を22.2%が希望していますが、実際は5.1%と低くなっています。

□ 母親の育児休業からの職場復帰時期（子どもの年齢）の実際と希望【就学前】



□ 父親の育児休業からの職場復帰時期（子どもの年齢）の実際と希望【就学前】



6. 子どもへの意見聴取の結果

本計画の策定に向け、子ども本人の意見を反映することを目的として、町内2校の公立小学校の児童に対して「放課後にいたい場所」についてアンケート調査を実施しました。

□ 調査の方法

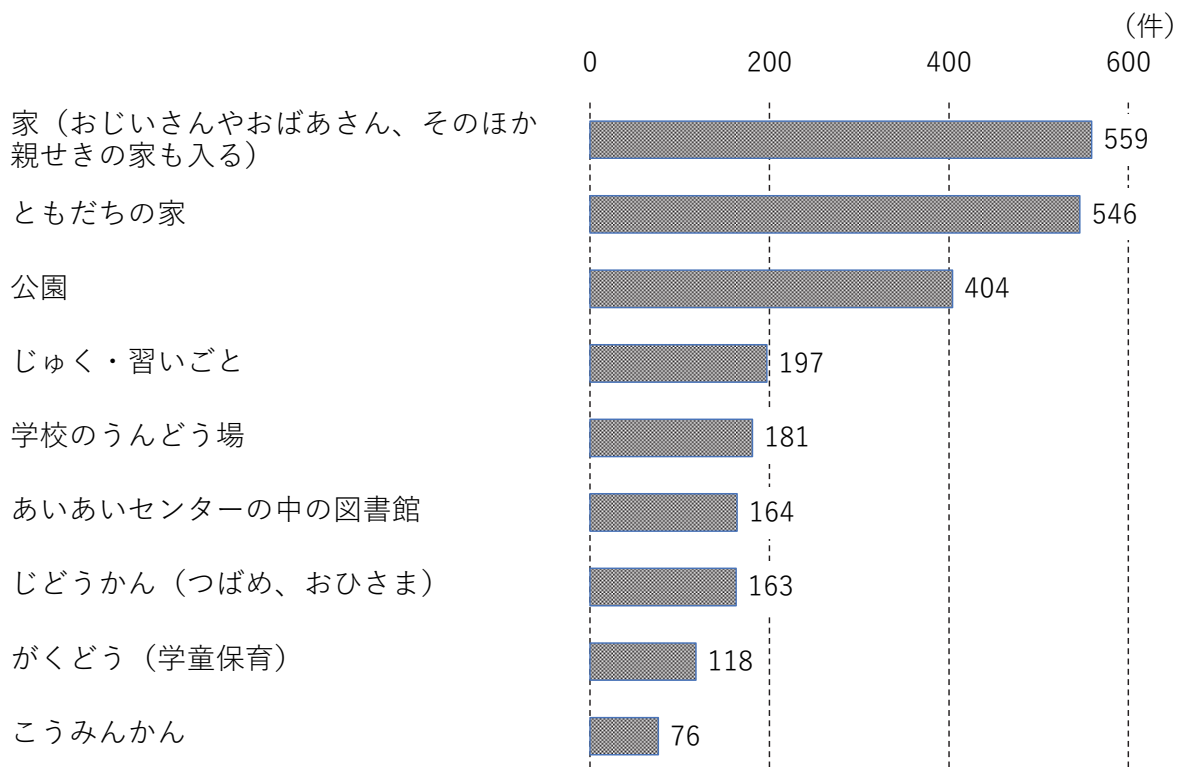
①調査対象者	川越町立川越北小学校または川越町立川越南小学校に通う児童
②調査期間	令和6年6月～7月
③調査方法	小学1・2年生：質問紙 小学3～6年生：ウェブ（タブレット） 各クラスにおいて回答・回収

（1）小学生本人の放課後の居場所（過ごし方）の希望について

小学生本人の放課後の居場所の希望については、自宅や親戚も含む「家」、「ともだちの家」が多く、「公園」が続きますが、その他の多様な居場所が『過ごしたい場所』として認識されていると言えます。

□ あなたは、ほうかごには、次のどの場所にいたいですか。

今はそうしていなくても、そこにいたいな、と思う場所を、3つえらんでください。



※本調査は、小学1年生でもわかるように、ひらがなと漢字にふりがなを振った状態で行っています。本計画上はふりがなは省略し掲載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と将来像

少子化の影響により、全国的に子どもの人口減少が続いています。これまで総人口とともに子どもの人口が増加してきた川越町においても、平成28年をピークに子どもの人口は減少傾向にあります。しかし、子育て世代の人口流入は依然として続いており、こうした世代が将来にわたって住み続けられるよう、地域と行政との協働で子育てを支えていくことが重要です。

家庭の状況についても、共働き家庭が増加しており、就学前の保育ニーズや放課後児童クラブ（学童保育所）のニーズが高まっています。アンケート調査の結果からも、今後も保育ニーズの高まりは続くと考えられることから、保育の量の確保を図ることが必要です。それと同時に、就学前の教育へのニーズにも対応し、双方の質を向上することによって、安心して子育てができる環境を整えていくことが重要です。

一方、子どもを取り巻く環境について、全国的には子どもに対する虐待や家庭の貧困に起因する不適切な事案も多くみられます。支援の必要な子どもや家庭をいち早く見つけ、適切な支援へとつなげることが重要です。そして、だれもが安心して楽しく子育てできるよう、公的な教育・保育事業だけでなく、民間活力によるサービス、企業の理解と協力及び地域の温かな見守りのもとで、子育て支援を充実していかなければなりません。

以上の基本理念を受け、子ども・子育て支援法及び法に基づく基本指針と川越町総合計画を踏まえ、第2期計画に引き続き、以下を将来像として設定します。

地域ぐるみで楽しく、安心して子育てできるまち

2. 計画推進の基本姿勢

この計画は、子ども・子育て支援法及び法に基づく基本指針を踏まえ、第2期計画に引き続き、以下の姿勢のもとで推進します。

① すべての子どもの健やかな育ちを保障する

子どもを取り巻く環境は、家庭の状況や保護者の就労状況等によっても異なります。しかし、児童の権利に関する条約や児童憲章にうたわれているとおり、その違いにかかわらず、一人ひとりの子どもの「最善の利益」が等しく実現されることが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるように、子どもの視点に立って、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

② 家庭における子育ての喜びや楽しさを実現する

子どもにとって安らぎを得られ、健やかな育ちにとって最も重要な場所が「家庭」です。しかしながら、多くの保護者が子育てに対する不安、負担感、孤立感を感じています。

保護者が自信をもって子育てに取り組み、家庭での子育てを通じて、子どもの成長に対する喜びや楽しさが感じられるよう、きめ細やかな支援を行います。

③ 社会全体で子どもと子育て家庭を支援する

核家族化の進展や保護者の就労環境の変化とともに、地域のつながりの希薄化が指摘されています。少子化が進むなか、子育て支援は家庭内の問題だけではなく、社会全体として取り組むべき重要な課題です。

まずは、企業や地域が子育てに理解を示し、温かく見守ることが必要です。その上で、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力し、子どもの育ちと子育てを支援します。

3. 計画の基本目標

本計画では、将来像「**地域ぐるみで楽しく、安心して子育てできるまち**」を実現するために、次の4つを基本目標として設定します。

基本目標1 すべての子どもの健やかな育ちを実現する教育・保育環境の整備

すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、就学前における教育・保育の必要量の確保を図るとともに、その質的な向上をめざします。

また、その受け皿として、私立保育園に続き、公立幼稚園についても幼保連携型認定こども園へ移行することによって、教育・保育のニーズの確保を図ります。

【この目標のもとで進める事業】

- ・ 1号子どもに対する事業（幼稚園、認定こども園）
- ・ 2号子どもに対する事業（保育所、認定こども園）
- ・ 3号子どもに対する事業（保育所、認定こども園及び小規模保育事業）
- ・ 延長保育事業
- ・ 教育・保育の一体的提供
- ・ 教育・保育の推進に関する体制の確保
- ・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

基本目標2 子育て家庭を応援する子育て支援事業の推進

子育て家庭の不安や負担感、孤立感を解消するため、こども家庭センターを設置し、相談・支援の充実を図ります。子どもへの虐待等の不適切なケースの未然防止を図るとともに、支援の必要な子どもや家庭に対し、妊娠期から子育て期に至るまで必要な支援が行き届く体制づくりを進めます。また、保護者の急用や子どもの病気等、いざというときの対応が図れるよう、必要な事業を確保し、利用を促進します。

【この目標のもとで進める事業】

- ・ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）
- ・ 一時預かり事業
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・ 病児保育事業（病後児保育事業）
- ・ 利用者支援事業
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 子どもに対する虐待の未然防止
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業）
- ・ 療育事業、障害児福祉計画等との連携
- ・ 子どもの貧困対策の推進
- ・ 産後ケア事業

基本目標３ 放課後における子どもの健全育成

小学校の放課後における子どもの生活の場を確保するとともに、子どもの健全な育ちを見守り、支援するため、放課後児童クラブ（学童保育所）の量的、質的な充実を図ります。また、放課後子ども教室の整備を推進するとともに、他の関連事業の継続を支援します。

【この目標のもとで進める事業】

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育所））
- ・放課後子ども教室
- ・学習支援事業、他の関連事業

基本目標４ 地域社会の関わりによる子ども・子育て支援

子どもの育ちと子育て家庭を支援するため、企業や地域の理解を促すとともに、子どもを見守り、子育てを側面的に支援する地域活動の活発化を働きかけます。

【この目標のもとで進める事業】

- ・企業におけるワーク・ライフ・バランスへの啓発
- ・地域における子育て支援活動への啓発

4. 教育・保育提供区域の設定

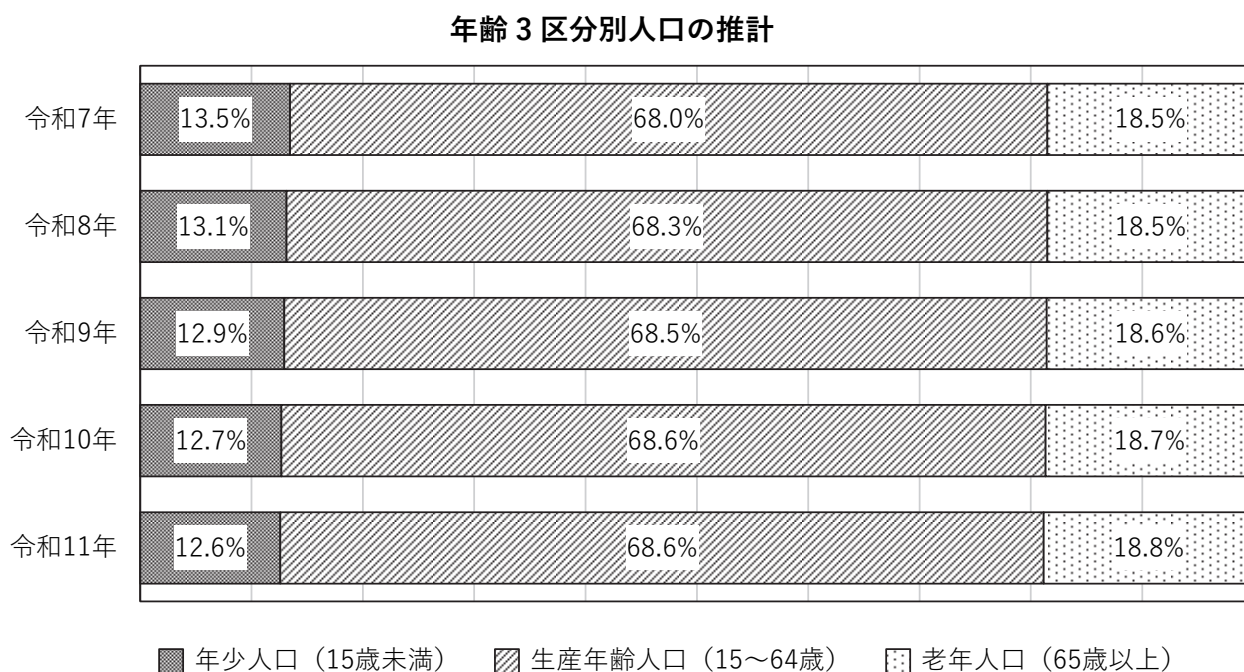
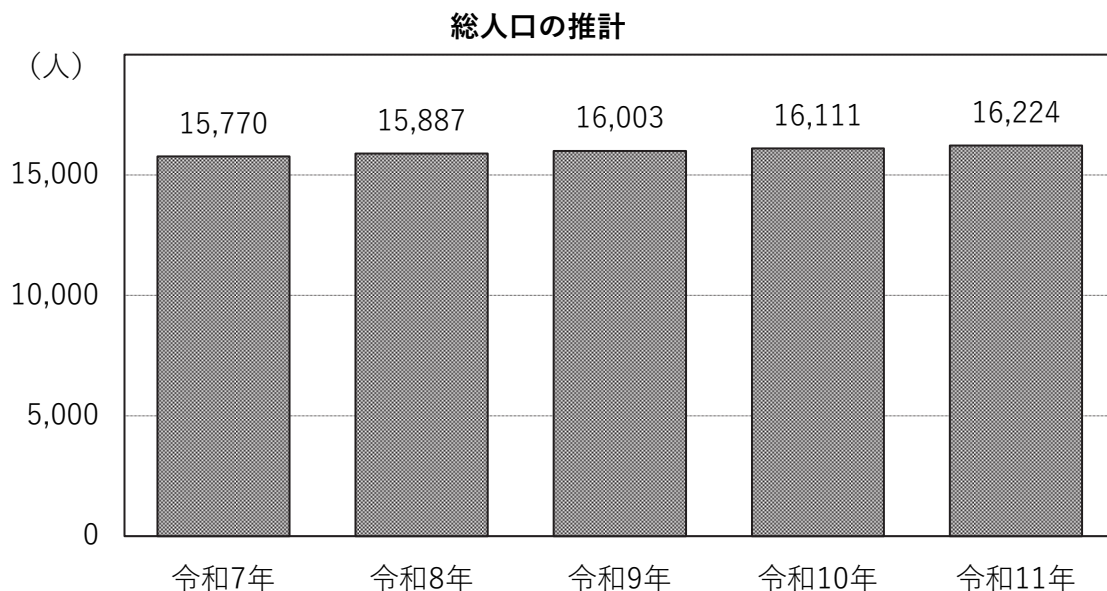
教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供にあたっては、「就学前児童の人口や施設の整備状況、利用の実態等を総合的に勘案して定める区域（以下、「教育・保育提供区域」といいます。）」を設定することになっています。

本町は町域が狭く、町内の移動が比較的容易であること等を勘案し、「川越町全域」を教育・保育提供区域として設定し、量の確保を図ります。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育所））については、小学校区ごとに児童数の推移に違いがみられることから、「北小学校区」、「南小学校区」の2地区を教育・保育提供区域として設定します。

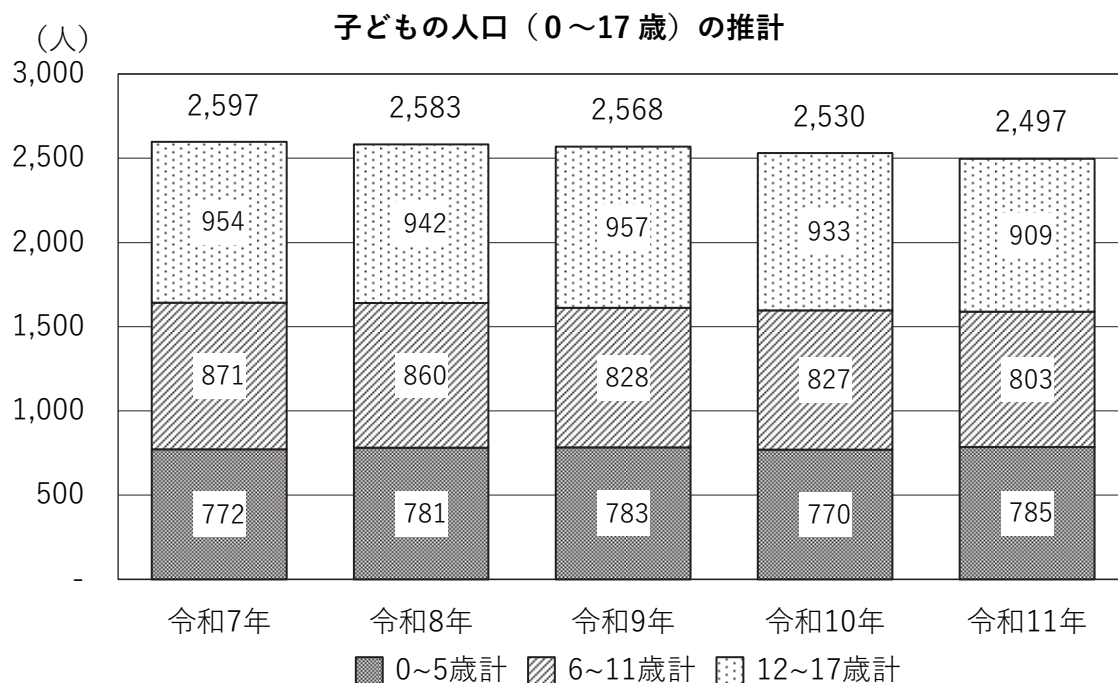
量の確保にあたっては、各事業の利用者の利便性に配慮し、利用の調整を進めます。

5. 子ども数の推計

コーホート変化率法によって推計すると、今後も総人口は増加し続けるものと予測されます。年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口は減少傾向が続くことが予測され、令和11年の総人口に対する割合は12.6%になるものと予測されます。



コーホート変化率法によって子どもの人口を推計すると、6～11歳の人口は今後は減少傾向が見込まれます。一方、0～5歳と12～17歳の人口は増減を繰り返し、推移していくことが予測されます。

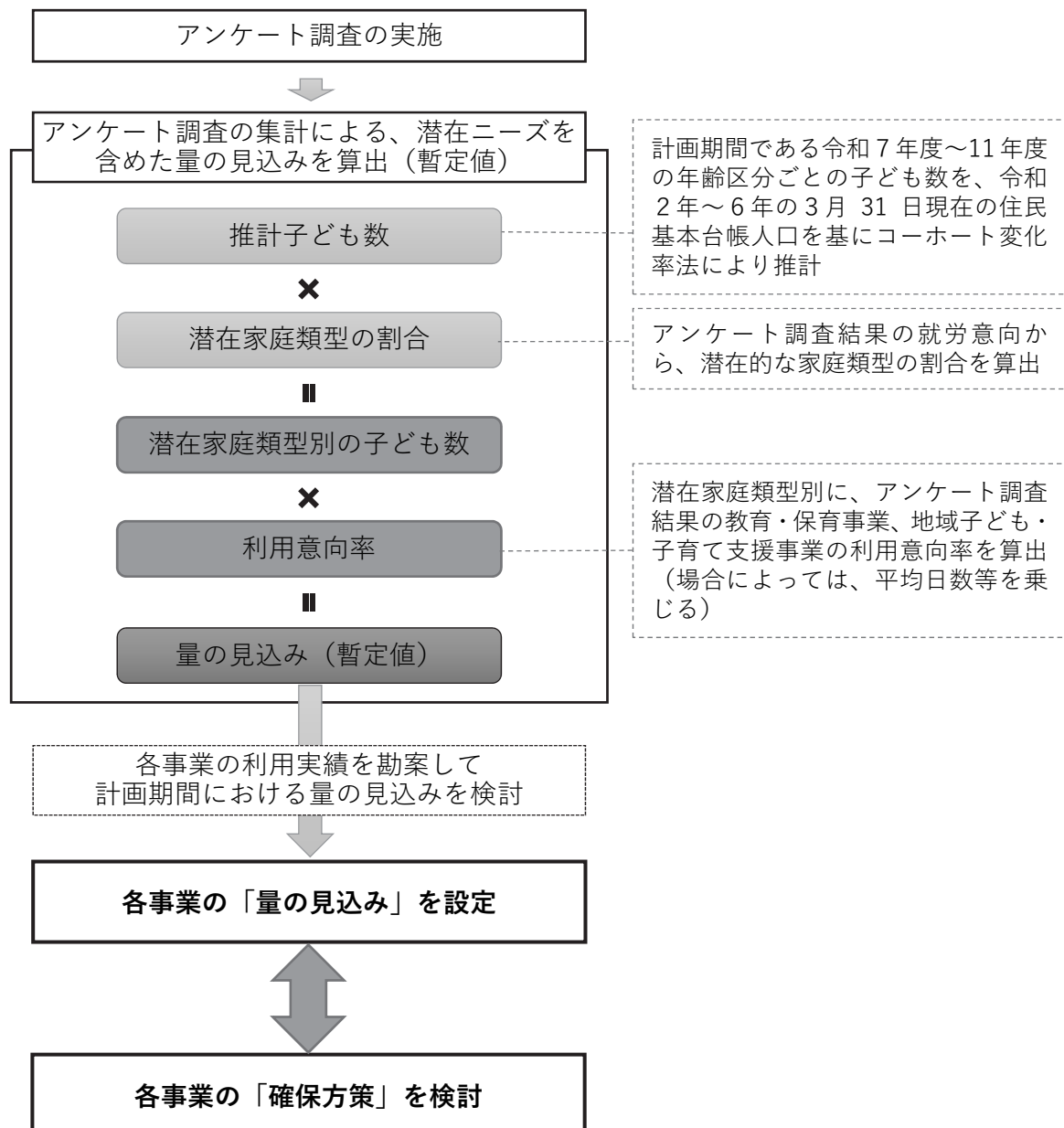


（単位：人）

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	140	142	143	144	144
1 歳	124	136	138	139	140
2 歳	119	120	132	134	135
3 歳	144	115	116	127	129
4 歳	127	141	113	113	124
5 歳	118	127	141	113	113
6 歳	135	119	128	142	115
7 歳	154	136	120	129	143
8 歳	141	154	136	120	129
9 歳	145	141	155	137	121
10 歳	163	146	142	156	138
11 歳	133	164	147	143	157
合計	1,643	1,641	1,611	1,597	1,588

第4章 事業計画

子ども・子育てに関するアンケート調査の結果を基に、これまでの各事業の利用実績を勘案し、計画期間における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定するとともに、「確保方策」を検討しました。



1. すべての子どもの健やかな育ちを実現する教育・保育環境の整備

(1) 1号子どもに対する事業（幼稚園、認定こども園）

【事業量の見込みと確保方策】

3～5歳児に対する教育ニーズに対しては、令和6年4月より、私立保育所1か所が幼保連携型認定こども園へ移行したことに伴い、公立幼稚園1か所（川越幼稚園）、私立認定こども園1か所（ひばりこども園）の計2か所で就学前教育の提供を図ってきました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(5月1日現在)	214人	196人	183人	174人	151人
公立幼稚園	182人	162人	139人	133人	102人
町内の私立認定こども園					4人
町外の私立幼稚園	32人	34人	44人	41人	45人

今後は、3～5歳児の教育・保育事業のニーズのうち、専業主婦（夫）家庭やパート短時間勤務者を想定した1号認定の人に対して、町外の幼稚園を利用する人を除き、公立幼稚園及び私立認定こども園による確保を図ります。公立幼稚園については、保育ニーズの高まりにより幼稚園入園児童数（1号認定）が減少し、空き教室が発生していることから、幼保連携型認定こども園への移行を進め、高まる保育ニーズに対応します。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量 の 見 込 み	1号子ども	119人	107人	94人	80人	74人
	2号子どものうち、教育ニーズが強いもの(※)	25人	25人	24人	23人	24人
B 確 保 方 策	特定教育・保育施設(町内の幼稚園、認定こども園)	279人	279人	279人	279人	279人
	上記以外(町外の私立幼稚園)	24人	22人	20人	18人	17人
B－A		159人	169人	181人	194人	198人

※印は2号認定相当の人の教育ニーズが強いものの受け入れ分（次項（2）より）

【事業の質の向上のための方策】

公立幼稚園は、就学前教育の場として、人格形成の基礎を築く重要な役割を担うことから、園の環境の向上とともに人との関わりを重視したカリキュラムの充実を図ります。あわせて、教職員の確保による適正配置はもとより、研修等によるレベルアップに努めます。

また、外国籍の子どもや外国にルーツをもつ子どもが安心して就園できるよう、必要な支援提供の検討を行います。

(2) 2号子どもに対する事業（保育所、認定こども園）

【事業量の見込みと確保方策】

3～5歳児に対する保育ニーズに対しては、これまで主に公立保育所3か所（北部保育所、中部保育所、南部保育所）、私立認定こども園1か所（ひばりこども園）の計4か所での保育サービスの提供を図ってきました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(4月1日現在)	229人	226人	237人	228人	233人

今後は、3～5歳児の教育・保育事業のニーズのうち、夫婦共働き家庭やパート長時間勤務者を想定した2号認定の人については、現行の3か所の保育所及び1か所の認定こども園による確保を図ります。ただし、2号認定に相当するものの、教育ニーズが強い人については、幼稚園（前項（1））において確保するものとします。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量 の 見 込 み	2号子どものうち下記以外のもの	245人	251人	252人	250人	268人
	2号子どものうち、教育ニーズが強いもの	(25人)	(25人)	(24人)	(23人)	(24人)
B 確 保 方 策	特定教育・保育施設（町内の保育所、認定こども園）	222人	222人	222人	222人	222人
B－A（※）		-23人	-29人	-30人	-28人	-46人

※確保方策については、既存施設を弾力的に運用するとともに、公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行することによって、受け入れに向けた取り組みを進めます。

【事業の質の向上のための方策】

町内の保育所、認定こども園には、保育の場であると同時に、就学前教育の機能も期待されることから、体験や交流を通じた人格形成の基礎づくりに努めます。あわせて、保育士の確保による適正配置はもとより、研修等によるレベルアップに努めます。

また、外国籍の子どもや外国にルーツをもつ子どもが安心して就園できるよう、必要な支援提供の検討を行います。

老朽化が進んでいる公立保育所の園舎については、安全性の確保を第一に、衛生面にも配慮した改良や整備に努めます。

(3) 3号子どもに対する事業（保育所、認定こども園及び小規模保育事業）

【事業量の見込みと確保方策】

0～2歳児に対する保育ニーズに対しては、これまで主に公立保育所3か所、私立認定こども園1か所の計4か所での保育サービスの提供を図ってきました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(4月1日現在)	129人	149人	136人	129人	134人
0歳児	14人	29人	19人	13人	14人
1歳児	48人	55人	57人	45人	53人
2歳児	67人	65人	60人	71人	67人

今後も、0～2歳児の保育事業のニーズについては、現行の3か所の保育所及び1か所の認定こども園による確保を図ります。また、1か所の小規模保育事業が令和6年度において開所しました。

① 0歳児

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み		44人	50人	49人	41人	48人
B 確保 方策	特定教育・保育施設 (町内の保育所、認定こども園)	30人	30人	30人	30人	30人
	特定地域型保育事業 (町内の小規模保育事業)	2人	2人	2人	2人	2人
B - A (※)		-12人	-18人	-17人	-9人	-16人

② 1歳児

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み		75人	82人	83人	84人	85人
B 確保 方策	特定教育・保育施設 (町内の保育所、認定こども園)	50人	50人	50人	50人	50人
	特定地域型保育事業 (町内の小規模保育事業)	5人	5人	5人	5人	5人
B - A (※)		-20人	-27人	-28人	-29人	-30人

③ 2歳児

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み		78人	79人	87人	88人	89人
B 確保 方策	特定教育・保育施設 (町内の保育所、認定こども園)	69人	69人	69人	69人	69人
	特定地域型保育事業 (町内の小規模保育事業)	5人	5人	5人	5人	5人
B - A (※)		-4人	-5人	-13人	-14人	-15人

※確保方策については、既存施設を弾力的に運用するとともに、公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行することによって、受け入れに向けた取り組みを進めます。

④ 保育利用率

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率（目標値）	42.0%	40.5%	39.0%	38.6%	38.4%

※保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合（保育利用率(%) = 3号認定子どもの定員数 / 満3歳未満の推計子ども数）。

【事業の質の向上のための方策】

低年齢児保育の配置基準に対応できる保育士数の確保を早期から図っていくとともに、研修等により、その資質の向上に努めます。あわせて、年度途中の入所希望にも柔軟に対応できるよう保育士の採用方法を検討します。

また、外国籍の子どもや外国にルーツをもつ子どもが安心して就園できるよう、必要な支援提供の検討を行います。

(4) 延長保育事業

【事業量の見込みと確保方策】

延長保育事業については、現在は私立認定こども園（ひばりこども園）で午前7時から午後7時までの保育を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値(年度内平均)	24 人	35 人	32 人	16 人

今後も、延長保育事業については、現状と同様の体制で事業を実施していきます。

あわせて、北部地域での事業実施についても検討します。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み（実人数）		14 人	15 人	15 人	14 人	15 人
B 確保 方策	延長保育事業	14 人	15 人	15 人	14 人	15 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【事業の質の向上のための方策】

ニーズの変化を注視しつつ、非常勤を含めた保育士の確保を図ります。

(5) 教育・保育の一体的提供

本町では、保護者の就労意向の高まりから、特に低年齢児の保育ニーズが高まっており、待機児童が発生しています。一方で、公立幼稚園では入園児童数が減少し、空き教室が発生しています。こうしたことから、幼保連携型認定こども園への移行を進め、高まる保育ニーズに対応します。

(6) 教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育が、子どもの人格形成を築く重要な時期にあることを関係者間で共有し、質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育所、認定こども園並びに子育て世代包括支援センター（令和8年度からはこども家庭センター）及び地域子育て支援センターとの連携を強化します。あわせて、幼稚園教諭と保育士との共通理解を深めるため、合同研修を実施していきます。

また、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、職員や子どもの交流を図ることで、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校及び学童保育所との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施については、保護者の経済的負担の軽減、利便性、事業者の運営等に配慮し、公正かつ適正な給付に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認、公示、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県との連携及び情報共有を図ります。

2. 子育て家庭を応援する子育て支援事業の推進

(1) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

【事業量の見込みと確保方策】

地域子育て支援拠点事業については、現在、2か所（ひばりこども園、つばめ児童館）の地域子育て支援センターにおいて事業を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値(年度内平均)	273 人回/月	281 人回/月	349 人回/月	367 人回/月

今後も、地域子育て支援拠点事業については、引き続き、現在の2か所（ひばりこども園、つばめ児童館）の地域子育て支援センターにおいて子育て支援の各種事業を進めます。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み (月延べ利用回数)		343 人回/月	366 人回/月	388 人回/月	400 人回/月	408 人回/月
B 確保 方策	地域子育て支援拠点 事業（地域子育て支 援センター事業）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【事業の質の向上のための方策】

地域子育て支援センターは、子どもの遊びの場であると同時に、保護者の相談や交流の場であることから、相談窓口としての機能の強化を図るとともに、事業の周知を行います。あわせて、町内優先枠を設けることや、参加可能人数を増やすこと等によって、より多くの人々が利用できるよう配慮を検討します。

また、子育て世代包括支援センター（令和8年度からはこども家庭センター）、幼稚園、保育所、認定こども園、子育て支援団体等との連携強化を図ります。

(2) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

【事業量の見込みと確保方策】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）については、現在、公立幼稚園では未実施であり、町内外の私立幼稚園、認定こども園で実施されています。

なお、公立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行にあわせ、在園児の預かり保育の実施を検討します。

【事業の質の向上のための方策】

私立認定こども園（ひばりこども園）で実施している在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）については、保護者の就労ニーズに合わせた量の確保を行うべく、引き続き保育士等の確保に努めます。

② 一時預かり事業（一時保育／在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業／病児・緊急対応強化事業を除く）

【事業量の見込みと確保方策】

在園児以外を対象とした一時預かり事業（一時保育）については、私立認定こども園（ひばりこども園）の1か所で事業を実施しています。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）でも一定時間の預かりを実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値(年度合計)	2,248 人日	2,611 人日	3,334 人日	2,913 人日
一時預かり事業（一時保育）	1,655 人日	1,501 人日	1,625 人日	1,509 人日
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	593 人日	1,110 人日	1,709 人日	1,404 人日

今後は、受け入れ体制を強化しつつ、既存の体制のもとで受け入れを行っていきます。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み (延べ利用日数)		3,709 人日	3,835 人日	3,896 人日	3,926 人日	4,019 人日
B 確保 方 策	一時預かり事業（一時保育）	1,911 人日	1,936 人日	1,943 人日	1,913 人日	1,949 人日
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	1,798 人日	1,899 人日	1,953 人日	2,013 人日	2,070 人日
B－A		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【事業の質の向上のための方策】

在園児以外への一時預かり（一時保育）については、レスパイト利用等に対応した量の確保を行うべく、引き続き保育士の確保に努めます。

また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）についても会員を確保しつつ、引き続き、講習会等によって協力会員のレベルアップを図ります。

③ 乳児等通園支援事業（乳児等のための支援給付）

未就園の生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保育所等において適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通して養育環境等を把握し子育てについての情報提供等を行う事業です。現在、国において1人当たり月10時間までとして検討されています。

令和8年度からの給付制度化に向けて、国の動向を注視しながら、受け入れ体制を検討します。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業量の見込みと確保方策】

子育て短期支援事業（ショートステイ）については、町外の事業委託先において受け入れがなされており、母子生活支援施設と新たに委託契約を結び母子での利用が可能となる等、選択肢を増やしています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値(年度合計)	16人日	0人日	30人日	86人日

今後も引き続き、事業委託先の確保を図り、受け入れを行っていきます。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み (延べ利用日数)		33人日	33人日	33人日	33人日	33人日
B 確保 方策	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	33人日	33人日	33人日	33人日	33人日
B - A		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【事業の質の向上のための方策】

質の向上が図られるよう委託先への働きかけを行うとともに、子どもへの虐待の未然防止につながるよう、事業の有効活用を図ります。

また、親子入所等支援及び入所希望児童支援の実施を検討します。

なお、利用料については、ひとり親家庭の場合の基準設定について検討を行います。

(4) 病児保育事業（病後児保育事業）

【事業量の見込みと確保方策】

病児保育事業（病後児保育事業）については、平成 29 年度から桑名市との広域的事業として実施しています。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績値(年度合計)	2 人日	4 人日	14 人日	5 人日

今後は、広域での病児保育事業（病後児保育事業）を継続しつつ、町内に令和 7 年 4 月開院予定の施設と連携しながら、病児保育事業（病後児保育事業）を進めます。

		実施時期				
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み (延べ利用日数)		142 人日	144 人日	144 人日	142 人日	144 人日
B 確保 方策	病児保育事業(病後児 保育事業)	228 人日	228 人日	228 人日	228 人日	228 人日
B - A		86 人日	84 人日	84 人日	86 人日	84 人日

【事業の質の向上のための方策】

質の向上や利用者の利便性の向上が図られるよう、近隣自治体との広域的な事業展開について検討を進めます。

(5) 利用者支援事業

【事業量の見込みと確保方策】

利用者支援事業については、平成 31 年度から子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健型の利用者支援事業として事業を開始しました。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績値（母子保健型）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

今後も引き続き、利用者支援事業を実施し、相談や利用支援等に対応します。

また、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両機能を一体的に担う子ども家庭センターを設置します。

① こども家庭センター型

		実施時期				
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
B 確保方策	利用者支援事業（こども家庭センター型）	0 か所 （※利用者支援事業は 1 か所実施）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

② 妊婦等包括相談支援事業

		実施時期				
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	妊娠届出数	140 件	142 件	143 件	144 件	144 件
	面談実施合計回数	290 回	294 回	296 回	298 回	298 回
B 確保方策	町	290 回	294 回	296 回	298 回	298 回
B - A		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

【事業の質の向上のための方策】

こども家庭センターを中心に、妊娠・出産期から乳幼児期までを通して途切れのない相談・支援が実施できるよう、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の推進を図ります。

あわせて、子育てに対する不安や孤立化を防ぐため、途切れのない包括的な支援を行えるよう、地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、身近な地域で子育てを支える地域資源の開拓に努めます。

(6) 妊婦健康診査

【事業量の見込みと確保方策】

妊婦健康診査については、対象となる妊婦に対して 14 回の健診費用の助成を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値(年度合計)	1,942 人回	2,032 人回	1,777 人回	1,790 人回

今後も、妊婦健康診査に対する費用助成を継続していきます。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み (延べ健診回数)		1,988 人回	2,002 人回	2,016 人回	2,016 人回	2,044 人回
B 確保 方策	妊婦健康診査	妊婦健康診査実施機関：指定医療機関及び助産所 検査項目：三重県及び市町と三重県医師会が定める健康診査の内容 実施時期：妊娠届出の日から出産の日まで (通年実施。費用助成は1人当たり14回分。)				

【事業の質の向上のための方策】

医療機関等との連携を強化し、安心、安全な出産ができるよう、正しい情報の周知に努めます。

さらに、外国籍妊婦や養育環境等が気になる妊婦が妊婦健診を継続して受診できるよう、関係課や医療機関等の関係機関との連携強化を図ります。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業量の見込みと確保方策】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値(年度合計)	143 件	146 件	147 件	140 件

今後も、現行体制のもと、事業を継続していきます。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み (訪問家庭数)		140 件	142 件	143 件	144 件	144 件
B 確保 方策	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	実施体制：保健師、助産師等 実施機関：町 委託団体等：なし				

【事業の質の向上のための方策】

健全な養育環境を確保するため、さまざまな不安や悩みを聞き、助言するとともに、家庭環境を把握して、必要な支援につなげます。また、外国籍の人やサポートがない人等、支援が必要な家庭に対して、医療機関とのつなぎ役を担うとともに、産後ケア事業等の母子保健サービスにつなげ、育児負担の軽減を図ります。

(8) 子どもに対する虐待の未然防止

子どもに対する虐待や家庭におけるDV等、不適切な関わり等の発生に対して的確に対応するため、進行管理会議を充実させる等、要保護児童対策等地域協議会の取り組みを強化し、関係機関相互の情報共有と連携強化を図るとともに、虐待に関する正しい知識や通告義務等について、町民に対する周知を図ります。

あわせて、新たに設置するこども家庭センターを中心に関係機関の連携を図り、妊娠、出産及び育児期に養育支援等を必要とする子育て世帯を早期に把握し、支援が必要な子育て世帯に対するサポートプランを作成し、子育て短期支援事業（ショートステイ）、養育支援訪問事業、家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業）、一時預かり事業（一時保育）等の適切な支援につなげます。

(9) 養育支援訪問事業

【事業量の見込みと確保方策】

養育支援訪問事業については、保健師や助産師等による専門的な支援が必要な子育て世帯に対して、居宅において養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値(年度合計) 訪問家庭数	25 件	35 件	45 件	45 件
実績値(年度合計) 訪問延べ件数	100 件	82 件	61 件	259 件

新型コロナウイルス感染症の影響で訪問家庭数及び訪問延べ件数が減少した年度があったものの、今後も、現行体制のもと、事業を継続していきます。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み 訪問家庭数 (訪問延べ件数)		45 件 (270 件)	46 件 (280 件)	46 件 (290 件)	46 件 (290 件)	46 件 (290 件)
B 確保 方策	養育支援訪問事業	実施体制：保健師、助産師等 実施機関：町				

【事業の質の向上のための方策】

不適切な関わり等が発生したときに的確に対応できるよう、関係課、関係機関等との連携強化を図るとともに、情報収集に努め、研修等により保健師等専門職の資質の向上に努めます。

(10) 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業）

【事業量の見込みと確保方策】

子育て世帯訪問支援事業については、令和7年4月より、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て世帯や妊産婦等の家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み (延べ利用日数)		245 人日	250 人日	255 人日	255 人日	255 人日
B 確保 方策	子育て世帯訪問支援事業	実施体制：訪問支援員 実施機関：町 委託団体等：特定非営利活動法人 子育てサポートほっとまむ				

(11) 療育事業、障害児福祉計画等との連携

一人ひとりの子どもに合った途切れのない支援を行うため、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診から、支援が必要な子どもを療育事業へ適切につなぐとともに、障害児通所支援事業所や関係課、並びに保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校等の関係機関との相互理解の促進や連携を図り、家庭との情報共有を進めます。

また、障害のある子どもについて、障害児福祉計画との整合性を図りながら、障害児通所支援や障害児相談支援の利用ニーズの増加への対応を図るとともに、多様な利用ニーズに対応するため、より専門的な相談・支援体制の充実に努めます。

さらに、医療的ケア児の支援に向けた体制づくりについての検討を進めます。

(12) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが将来に夢や希望をもつことができるよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を柱として、県や町社会福祉協議会等と連携しつつ子どもの貧困対策を推進します。

(13) 産後ケア事業

【事業量の見込みと確保方策】

新たに計画に位置づける産後ケア事業について、本町では平成 31 年度より、ケアが必要な産婦に対して訪問型支援を開始し、令和 3 年度からはデイケア型と宿泊型も追加して支援を行ってきました。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績値(年度合計)	20 人日	41 人日	69 人日	136 人日

今後も、現行体制のもと、事業を継続していきます。

		実施時期				
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み (延べ利用日数)		145 人日	159 人日	170 人日	180 人日	188 人日
B 確保 方策	産後ケア事業	産後ケア事業実施機関：指定医療機関及び助産所				

【事業の質の向上のための方策】

乳児家庭全戸訪問事業等を通じてケアが必要な家庭を把握し、対象者のメンタルヘルスにかかる課題等への対応を図るべく、医療機関との連携のもとで支援を進めます。

3. 放課後における子どもの健全育成

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育所））

【事業量の見込みと確保方策】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育所））については、川越北小学校区に3クラブ、川越南小学校区に3クラブがあり、令和6年度は北小学校区で合わせて120人、南小学校区で合わせて115人の子どもを受け入れています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(4月1日現在)	183人	192人	200人	198人	235人
北小学校区	93人	95人	99人	104人	120人
南小学校区	90人	97人	101人	94人	115人

〔北小学校区〕

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量 の 見 込 み	1年生	32人	27人	32人	37人	30人
	2年生	38人	32人	27人	32人	37人
	3年生	28人	35人	30人	25人	30人
	4年生	16人	24人	30人	25人	21人
	5年生	9人	8人	11人	14人	12人
	6年生	6人	6人	5人	8人	10人
	計	129人	132人	135人	141人	140人
B 確保 方策	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育所））	115人	115人	115人	115人	115人
B - A（※）		-14人	-17人	-20人	-26人	-25人

※確保方策については、必要に応じて、小学校の教室を利用することで、受け入れに向けた取り組みを進めるとともに、放課後子ども教室の開設や、学習支援事業等を実施することで、現在放課後児童クラブ（学童保育所）に集中している小学生の放課後の居場所のニーズを分散させ、放課後児童クラブ（学童保育所）の待機児童が発生しないように努めます。

〔南小学校区〕

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量 の 見 込 み	1年生	19人	18人	16人	17人	14人
	2年生	27人	19人	18人	16人	17人
	3年生	20人	25人	17人	17人	15人
	4年生	18人	17人	21人	15人	14人
	5年生	8人	8人	8人	10人	7人
	6年生	13人	5人	6人	6人	7人
	計	105人	92人	86人	81人	74人
B 確保 方策	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育所））	120人	120人	120人	120人	120人
B－A		15人	28人	34人	39人	46人

【事業の質の向上のための方策】

放課後児童クラブ（学童保育所）については、設置基準や運営基準の周知を図るとともに、子どもの放課後の生活を保障するという観点から適切な基準を設定し、運用することにより、安全で快適な放課後児童クラブ（学童保育所）づくりに努めます。

特に、指導員については、安定した放課後児童クラブ（学童保育所）運営のため確保を図りつつ、研修等により資質の向上に努めるとともに、小学校との連携強化を図ります。

(2) 放課後子ども教室

【事業量の見込みと確保方策】

保護者の就労状況によらない子どもの居場所づくりを行うため、各小学校区での放課後子ども教室開設に向けて計画的な整備を推進します。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
B 確保 方策	放課後子ども教室	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所

【事業の質の向上のための方策】

放課後子ども教室の実施にあたっては、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育所））との一体型を基本とした実施を検討していきます。

(3) 学習支援事業、他の関連事業

学習支援事業等の実施についての検討を進めます。このほか、本町で実施しているスポーツ少年団、児童館等の活動を引き続き、子どもの放課後の居場所づくりとして推進します。

4. 地域社会の関わりによる子ども・子育て支援

(1) 企業におけるワーク・ライフ・バランスへの啓発

子育て中の保護者が、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、長時間労働の是正とともに、育児休業制度、時短勤務制度等が取りやすい環境づくりに向けて、企業による「働き方改革」の取り組みを促します。

(2) 地域における子育て支援活動への啓発

女性に偏りがちな子育ての負担が軽減され、男女がともに子育ての喜びを共有できるよう、妊婦教室「マタニティの会」に夫婦での参加を促す等、引き続き、男性の育児参画への意識を高めるための取り組みを進めます。

また、地域ぐるみで子育て家庭を見守り、支えられるよう、地域住民の理解と協力を促すとともに、住民が主体となった子育て支援活動の展開に向けて、担い手の育成を促進します。

さらに、国籍にかかわらず、地域とつながり、交流できる場所として「にほんご交流サロン」を継続的に実施することによって、外国人住民も地域活動の担い手となり、地域全体で子どもを見守る環境づくりを進めます。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) さまざまな主体の協働による計画の推進

本計画の将来像として掲げた「地域ぐるみで楽しく、安心して子育てできるまち」の実現に向けては、家庭や地域が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ、地域社会におけるあらゆる主体の理解と協力を得ながら進めることが必要不可欠です。このため、引き続き「川越町子ども・子育て会議」を開催し、連携・協力のための中心組織として課題と目標を共有しながら、計画を推進していきます。

行政においても、総合計画における総合行政のもと、関連部署が一体となって子ども・子育て支援に取り組みます。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

(2) 情報の発信と共有

上記の推進体制を得るためにも、関係者間での情報共有が重要です。このため、「川越町子ども・子育て会議」等を通じて相互の情報共有を図ります。

あわせて、子育てを第一義的に担う保護者等が必要な情報を得られ、子どもにとって「最善の利益」につながるよう、より一層の情報発信を進めていきます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援を担う事業者への的確な関与

本町における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における町の関与に際して、適切な指導、助言等を行います。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理を行うため、引き続き「川越町子ども・子育て会議」を開催し、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行うとともに、町に対して計画推進に必要な提言を行います。

参考資料編

1. 川越町子ども・子育て会議条例（平成 27 年条例第 9 号）

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の合議制の機関として、川越町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- （1） 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、本町における子ども・子育て支援に関し、町長が必要と認める事項について、調査及び審議し、その結果に基づいて町長に意見を述べるほか、町長の諮問に応じて答申すること。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、関係団体の者、関係行政機関の職員及びその他町民の代表者の中から町長が任命する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により選出する。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第44号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和2年12月21日条例第28号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日条例第19号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 川越町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名	所属及び役職名	区分
会長	田村 禎章	市民福祉教育研究所 主宰	学識経験者
	川上 さち (～令和6年3月31日)	川越町立川越幼稚園 保護者代表	子どもの 保護者
	梅森 いずみ (令和6年4月1日～)		
	水谷 和代	特定非営利活動法人 子育てサポートほっとまむ 代表	事業に従事 する者
副会長	松浦 典子	社会福祉法人宏育会 幼保連携型ひばり認定こども園 園長	事業に従事 する者
	西崎 紀行 (～令和6年3月31日)	川越町学童保育所代表 社会福祉法人日の本福祉会 統括所長 (川越学童保育所 日の本クラブ)	事業に従事 する者
	櫻庭 みどり (令和6年4月1日～)		
	早川 茂樹	川越町議会教育民生常任委員会 委員長	学識経験者
	小西 照代	川越町民生委員・児童委員協議会 会長	関係団体
	星野 好延	川越町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	関係団体
	水谷 俊治	川越町区長会 代表	関係団体
	橋本 鉄二	朝明商工会 代表	関係団体
	服部 英史 (～令和6年3月31日)	社会福祉法人川越町社会福祉協議会 代表	関係団体
	川上 亘康 (令和6年4月1日～)		
	寺本 芳隆	川越町教育委員会 代表	行政機関職員
	佐藤 顕一	川越町立小学校校長代表 川越南小学校長	行政機関職員
	稲見 由美子	川越町立川越幼稚園 園長	行政機関職員
	石黒 千穂	川越町立保育所園長代表 南部保育所園長	行政機関職員
	松田 寿人	公募委員	町民の代表

3. 計画の策定経過

(1) 諮問書

川 子 第 5 4 2 号
令和5年10月24日

川越町子ども・子育て会議
会長 田村 禎章 様

川越町長 城田 政幸

第3期川越町子ども・子育て支援事業計画（案）について（諮問）

第3期川越町子ども・子育て支援事業計画（案）の策定に当たり、川越町子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、貴会議に意見を求めます。

(2) 答申書

令和7年2月27日

川越町長 城 田 政 幸 様

川越町子ども・子育て会議
会長 田 村 禎 章

第3期川越町子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

令和5年10月24日付け川子第542号で諮問のありました第3期川越町子ども・子育て支援事業計画（案）について、当会議において、子ども・子育て支援法に基づき慎重に審議した結果、適当であると認められますので、この旨を答申します。

なお、本計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮され、将来像である「地域ぐるみで楽しく、安心して子育てできるまち」の実現及び「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現に向けて努力されるように要望します。

記

- 1 この計画は、全ての子どもを対象とするものです。人口減少、少子高齢化、女性の就労割合の高まりなど常に变化する社会経済情勢の中、家庭や保護者の就労状況の違いなどにかかわらず、全ての子どもが健やかに育つことができるよう、安心して子育てできる環境の充実に努められたい。
- 2 子どもを育てる環境は、地域によって大きく違います。川越町の特性である「町域が狭くコンパクトなまち」「支援が行き届きやすい環境」を活かし、住民のニーズに即した子育て支援を進められるよう努められたい。
- 3 子育てや子育て支援は、家庭や行政だけで成り立つものではありません。地域の見守りや支援、企業の理解や協力、NPOなど民間資源の活用など、社会全体での取り組みとなるよう努められたい。
- 4 事業の実施に当たっては、本計画を住民及び関係各所に広く周知し、円滑な事業の実施が図られるよう関係機関が密に連携するとともに、住民にも分かりやすい計画の進行管理を実施し、柔軟な計画の推進、必要に応じた計画の見直し及び継続的な改善に努められたい。

(3) 会議等の経過

年 月 日	内 容
令和5年10月24日	令和5年度第2回子ども・子育て会議 ・ 諮問 ・ ニーズ調査（アンケート調査）にかかるアンケート内容について
令和5年12月～ 令和6年1月	アンケート調査の実施 ○就学前児童の保護者 配布数：685人 回収数：472人（68.9%） ○小学校児童の保護者 配布数：660人 回収数：547人（82.9%）
令和6年3月27日	令和5年度第3回子ども・子育て会議 ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定にかかるアンケート調査結果報告について
令和6年4月～5月	ヒアリング調査の実施 ○学童保育所（川越北学童保育所、川越南学童保育所、日の本クラブ） ○川越町民生委員・児童委員協議会 ○社会福祉法人宏育会 幼保連携型ひばり認定こども園 ○特定非営利活動法人 子ども子育てサポートほっとまむ
令和6年6月28日	令和6年度第1回子ども・子育て会議 ・ 団体ヒアリング結果の概要について ・ 第3期川越町子ども・子育て支援事業計画の基礎調査について
令和6年6月～7月	子どもへの意見聴取の実施 ○川越北小学校または川越南小学校に通う児童
令和6年8月28日	令和6年度第2回子ども・子育て会議 ・ 第2期川越町子ども・子育て支援事業計画総括の評価と課題について ・ 第3期川越町子ども・子育て支援事業計画策定にかかる目標事業量の設定（案）について
令和6年11月22日	令和6年度第3回子ども・子育て会議 ・ 第3期川越町子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和6年12月13日～ 令和7年1月15日	パブリックコメントの実施 ○閲覧場所：役場、あいあいセンター、いきいきセンター、児童館、町ホームページ
令和7年2月27日	令和6年度第4回子ども・子育て会議 ・ 「第3期川越町子ども・子育て支援事業計画（素案）」におけるパブリックコメントの結果について ・ 第3期川越町子ども・子育て支援事業計画（案）について ・ 答申

4. 用語解説

英数字

1号子ども

満3歳以上の幼児教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。

2号子ども

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。

3号子ども

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。

DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。（内閣府 男女共同参画局ホームページより）

M字カーブ

女性の労働力率は結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。（内閣府 男女共同参画局ホームページより）

ア行

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。（こども家庭庁ホームページより）

延長保育

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間の11時間を超えてさらに概ね30分以上を延長して行う保育。

カ行

確認

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業などが、国の財政支援の対象となるためには、学校教育法や児童福祉法などに基づく認可を受けていることを前提に、運営基準を満たしている場合に、子ども・子育て支援法に基づく「確認」を市町村から受ける必要があります。

家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業）

家庭支援事業とは、児童福祉法第21条の18に規定された6つの事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を指します。このうち、子育て世帯訪問支援事業は、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。（こども家庭庁ホームページより）

虐待（子ども虐待）

保護者等が子どもの「こころ」や「からだ」を傷つけ、健やかな成長・発達を妨げる行為をいいます。身体的暴力、性的暴行、心理的虐待（脅迫や暴言、無視や著しいきょうだい間差別など）や、養育や保護の怠慢・拒否（ネグレクト）といった行為も含まれます。

教育・保育事業（特定教育・保育施設）

市町村が子ども・子育て支援法に基づく「確認」をした教育・保育施設。教育・保育施設は、幼稚園（学校教育法に基づく施設）、保育所（児童福祉法に基づく認可を受けている保育施設）、認定こども園のことを指します。

合計特殊出生率

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。（厚生労働省ホームページより）

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人びとの集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

こども家庭センター

これまで子育て世代包括支援センター（主に母子保健面の支援）と子ども家庭総合支援拠点（主に児童福祉面の支援）が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援の提供を行うもの。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法において市町村は、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定（確保方策）を定めることとされています。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。子ども・子育て関連3法では、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育事業等への給付の創設、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の実施、地域のニーズに基づく計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定等が規定されています。

サ行

児童憲章

内閣総理大臣により招集された児童憲章制定会議において、昭和26年5月5日に制定されたすべての児童の幸福をはかるために定められた憲章。

児童の権利に関する条約

1989年に国連で採択され、日本では1994年に批准された条約。この条約は、18歳未満を児童と定義し、児童の人権の尊重や保護の促進をめざしたものです。

障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項の規定により策定が義務づけられている、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画。

川越町においては、「第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・第3期川越町障害児福祉計画」（川越町発行、川越町福祉課編集）として定められています。

タ行

待機児童

保育所等の入所申込をし、入所要件に該当しているが、現に保育所等に入所していない子ども。ただし、国の定義に基づき、他に入所可能な保育所等があるにもかかわらず待機している場合等は除きます。

地域型保育事業（特定地域型保育事業）

保育所（原則定員 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳児の子どもを保育する事業です。子ども・子育て支援法及び児童福祉法において、「家庭的保育事業」（定員 5 人以下）、「小規模保育事業」（定員 6～19 人）、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の 4 事業が規定されていますが、川越町子ども・子育て支援事業計画上では「小規模保育事業」のみを想定しています。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法において市町村が、地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施するとされた子育て支援事業のことで、川越町では「利用者支援事業」、「延長保育事業」、「放課後児童健全育成事業」、「子育て短期支援事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、「子育て援助活動支援事業」、「妊婦健康診査」を実施しています。

ナ行

認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設のことで、設置者は児童福祉法に基づき都道府県知事への届出が必要です。

認定こども園（幼保連携型認定こども園）

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせもつ施設。認定こども園には、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」、「幼保連携型」の 4 類型ありますが、川越町子ども・子育て支援事業計画上では「幼保連携型」のみを想定しています。

ハ行

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域において、育児の援助を行いたい方（協力会員）と育児の援助を受けたい方（依頼会員）を会員として組織し、会員同士が相互に育児に関する援助活動（相互援助活動）を行う事業です。

放課後子ども教室（放課後子供教室）

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての小学生を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業です。（文部科学省ホームページより）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育））

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。（こども家庭庁ホームページより）

放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進するものです。（こども家庭庁ホームページより）

ヤ行

要保護児童対策等地域協議会

要保護児童の適切な保護・支援等を図るため、関係機関等により構成される機関。

ラ行

レスパイト

一時的中断、休息、息抜きのこと。

労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。（総務省 統計局ホームページより）

ワ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。（内閣府 男女共同参画局ホームページより）

第3期 川越町 子ども・子育て支援事業計画〈令和7年度～令和11年度〉

発 行 ● 川 越 町

編集 ● 川越町子ども家庭課

発行年月 ● 令和 7 年 3 月

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地
TEL 059-366-7130 FAX 059-365-5380